

官報号外 平成十五年六月四日

○第一百五十六回 参議院會議錄第二十九号

平成十五年六月四日(水曜日)
午後零時一分開議

○議事日程 第二十九号

平成十五年六月四日

第一 公職選舉法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 住宅金融公庫法及び住宅融資保險法の一
部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内
閣提出、衆議院送付)

第四 食品の製造過程の管理の高度化に関する
臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

第五 食品の安全性の確保のための農林水産省
関係法律に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関
する法律の一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

第七 牛の個体識別のための情報の管理及び伝
達に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送
付)

第八 地方自治法第百五十六条第四項の規定に
基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務
所の設置に関し承認を求めるの件(衆議院送
付)

第九 心神喪失等の状態で重大な他害行為を
〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたしま
す。 投票総数 二百三十一
反対 一百十二
賛成 十九

よって、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 次に、預金保險機構理事の
うち廣瀬権君の任命について採決をいたします。
内閣申出のとおり同意することの賛否につい
て、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたし
ます。――これにて投票を終了いたします。

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたしま
す。 投票総数 一百三十一
反対 一百三十三
賛成 八

○議長(倉田寛之君) よって、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 次に、預金保險機構監事、
労働保険審査会委員及び中央社会保険医療協議会
委員の任命について採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否につい
て、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 次に、預金保險機構監事、
労働保険審査会委員及び中央社会保険医療協議会
委員の任命について採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否につい
て、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたし
ます。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたしま
す。 投票総数 一百三十一
反対 一百三十三
賛成 八

○議長(倉田寛之君) 次に、運輸審議会委員の任
命について採決をいたします。
内閣申出のとおり同意することの賛否につい
て、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたし
ます。――これにて投票を終了いたします。

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたしま
す。 投票総数 一百三十一
反対 一百三十三
賛成 八

○議長(倉田寛之君) よって、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 日程第一 公職選舉法の一
部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議
題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。政治倫理の確
立及び選挙制度に関する特別委員長査掛哲男君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○査掛哲男君登壇、拍手

○査掛哲男君 ただいま議題となりました法律案
につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関
する特別委員会における審査の経過と結果を御報
告申し上げます。

本法律案は、選舉人の投票しやすい環境を整えるため、不在者投票制度を改め、期日前投票制度を創設とともに、在外投票について在外公館投票と郵便等による投票とのいずれかの方法により行うことができることとし、あわせて、さいたま市に係る衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改正等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、不在者投票制度改正の周知徹底策、在宅投票制度見直しの検討状況、在外投票の対象範囲拡大の必要性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

（審査報告書及び議案は本号末尾に掲載）

〔藤井俊男君登壇、拍手〕

○藤井俊男君 誰だいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、住宅金融公庫が銀行その他一般の金融機関による住宅資金の貸付けを支援するための貸付債権の譲受け又は貸付債権を担保とする債券等に係る債務の保証を行うことができる」とする等の措置を講じようとしているものであります。

委員会におきましては、参考人からの意見聴取を行ふとともに、証券化支援業務の導入と今後の展開の見通し、住宅金融公庫の果たしてきた役割と今後の住宅政策における位置付け、公庫が中低所得者向けの長期固定の住宅ローンを継続的に供給することの必要性、住宅の質、まちづくりの支援等に係る政策説明に対する公庫のかかわり方、中古住宅の評価システムの確立と流通市場の育成その他についての質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

○議長（倉田寛之君） 投票の結果を報告いたします。

○議長（倉田寛之君） これより採決をいたします。

○議長（倉田寛之君） 一日程第一 住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長藤井俊男君。

○議長（倉田寛之君） これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。——これにて投票を終了いたします。

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君） 投票の結果を報告いたします。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君） 一日程第一 住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、農林水産省設置法の一部を改正する法律案は、農林水産物の生産過程における食品としての安全性の確保に関する所掌事務の明確化及び食糧庁の廃止等の措置を講じようとするものであります。

次に、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、その適用期限を五年間延長する等の措置を講じようとするものであります。

次に、食品の製造過程の管理の高度化に関する法律の一部を改正する法律案は、飼料の安全性の確保及び飼料の検定機関への行政の関与の適正化等の措置を講じようとするものであります。

次に、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案は、飼料の安全性の確保及び飼料の検定機関への行政の関与の適正化等の措置を講じようとするものであります。

○議長（倉田寛之君） 一日程第三 農林水産省設置法の一部を改正する法律案

○議長（倉田寛之君） 日程第十四 飼料の安全性的確保及び品質の改善に関する法律案

○議長（倉田寛之君） 日程第五 食品の安全性的確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案

○議長（倉田寛之君） 日程第六 飼料の安全性的確保及び品質の改善に関する法律案

○議長（倉田寛之君） 日程第七 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案

○議長（倉田寛之君） 〔いずれも内閣提出、衆議院送付〕

○議長（倉田寛之君） 日程第八 地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関する承認を求める件（衆議院送付）

○議長（倉田寛之君） 以上六件を括して議題といたします。

○議長（倉田寛之君） まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長三浦一水君。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

以上、御報告申し上げます。（拍手）

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

(号外)

官

のあります。

委員会におきましては、農林水産省のリスク管理体制の在り方、HACCP手法を導入しやすい環境整備、生産資材に係る各種規制の十分な周知、輸入牛肉の安全性確保策等について質疑が行わされました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局した後、民主党・新緑風会、日本共産党、国会改革連絡会(自由党・無所属の会)及び各派に属しない議員中村敦夫君を代表して和田理事より、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案について、輸入牛肉を本法の対象とする旨の修正案が提出されました。

統一して、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して紙理事より、農林水産省設置法の一部を改正する法律案及び地方自治法第百五十六条第一項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関し承認を求めるの件に反対である旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、農林水産省設置法の一部を改正する法律案については多数をもって、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案については全会一致をもって、牛の個体識別そのための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案については、修正案を否決した後、多数をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

また、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関し承認を求めるの件については多数をもって承認すべきものと決定いたしました。なお、本委員会におきまして、食品の安全性の確保に係る農林水産関係法律の施行に関する決議を行いましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

よって、三案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

(拍手)

よって、本件は承認することに決しました。

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。

まず、農林水産省設置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 次に、食品の製造過程の管

理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する

法律案、食品の安全性の確保のための農林水産省

関係法律の整備に関する法律案及び飼料の安全性

の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正

する法律案を一括して採決いたします。

三案の賛否について、投票ボタンをお押し願い

ます。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたし

ます。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたしま

す。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 賛成

反対

投票総数

二百三十六

○

○議長(倉田寛之君) 次に、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関し承認を求めるの件の採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたし

ます。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたしま

す。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 賛成

反対

投票総数

二百三十六

○

○議長(倉田寛之君) 次に、議長(倉田寛之君)出席者は左のとおり。

議長 倉田 寛之君
副議長 本岡 昭次君
議員
大江 康弘君
山本 香苗君
平野 達男君
沢 たまき君
岩本 荘太君
森下 博之君
島袋 宗康君
荒木 清寛君
松 あきら君
木村 仁君
平野 貞夫君
弘友 和夫君
山口那津男君
鶴保 康介君
松岡満壽男君
日笠 勝之君
風間 褐君
泉 信也君
西岡 正昭君
木庭健太郎君
山崎 正昭君
田名部 匡省君

議長の報告事項

四

官 報 (号 外)

の形成の状況に関する年次報告及び同法第十四条
第二項の規定に基づく平成十五年度において講じ
ようとする循環型社会の形成に関する施策につい
ての文書を受領した。

一昨一日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

藤井 基之君

補欠

岡田 広君

環境委員

辞任

岩井 國臣君

補欠

山下 英利君

農林水産委員

辞任

市田 忠義君

補欠

藤原 正司君

経済産業委員

辞任

鶴岡 洋君

国土交通委員

辞任

森本 晃司君

厚生労働委員

辞任

朝日 俊弘君

地方自治確立基本法案(黄川田徹君外一名提出)
(衆第二七号)

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の
一部を改正する法律案(熊代昭彦君外三名提出)

(衆第二八号)

同日議長は、次の内閣提出案を国土交通委員会に
付託した。

公益法人に係る改革を推進するための国土交通
省関係法律の整備に関する法律案(閣法第九七
号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務
委員会に付託した。

地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第一
〇八号)

厚生労働委員

角田 義一君

の形成の状況に関する年次報告及び同法第十四条
第二項の規定に基づく平成十五年度において講じ
ようとする循環型社会の形成に関する施策につい
ての文書を受領した。

一昨一日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

中原 爽君

補欠

野上浩太郎君

農林水産委員

辞任

谷 博之君

経済産業委員

辞任

藤原 正司君

国土交通委員

辞任

谷 博之君

厚生労働委員

の形成の状況に関する年次報告及び同法第十四条
第二項の規定に基づく平成十五年度において講じ
ようとする循環型社会の形成に関する施策につい
ての文書を受領した。

一昨一日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

谷林 正昭君

補欠

櫻井 充君

環境委員

辞任

岩井 國臣君

補欠

山下 英利君

農林水産委員

辞任

市田 忠義君

補欠

鶴岡 洋君

経済産業委員

辞任

朝日 俊弘君

の形成の状況に関する年次報告及び同法第十四条
第二項の規定に基づく平成十五年度において講じ
ようとする循環型社会の形成に関する施策につい
ての文書を受領した。

一昨一日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

高嶋 良充君

補欠

佐々木知子君

農林水産委員

辞任

谷 博之君

補欠

藤原 正司君

経済産業委員

辞任

市田 忠義君

補欠

鶴岡 洋君

農林水産委員

辞任

朝日 俊弘君

の形成の状況に関する年次報告及び同法第十四条
第二項の規定に基づく平成十五年度において講じ
ようとする循環型社会の形成に関する施策につい
ての文書を受領した。

一昨一日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

高嶋 良充君

補欠

佐々木知子君

農林水産委員

辞任

谷 博之君

補欠

藤原 正司君

経済産業委員

辞任

市田 忠義君

補欠

鶴岡 洋君

農林水産委員

辞任

朝日 俊弘君

の形成の状況に関する年次報告及び同法第十四条
第二項の規定に基づく平成十五年度において講じ
ようとする循環型社会の形成に関する施策につい
ての文書を受領した。

一昨一日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

高嶋 良充君

補欠

佐々木知子君

農林水産委員

辞任

谷 博之君

補欠

藤原 正司君

経済産業委員

辞任

市田 忠義君

補欠

鶴岡 洋君

農林水産委員

辞任

朝日 俊弘君

の形成の状況に関する年次報告及び同法第十四条
第二項の規定に基づく平成十五年度において講じ
ようとする循環型社会の形成に関する施策につい
ての文書を受領した。

一昨一日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

高嶋 良充君

補欠

佐々木知子君

農林水産委員

辞任

谷 博之君

補欠

藤原 正司君

経済産業委員

辞任

市田 忠義君

補欠

鶴岡 洋君

農林水産委員

辞任

朝日 俊弘君

の形成の状況に関する年次報告及び同法第十四条
第二項の規定に基づく平成十五年度において講じ
ようとする循環型社会の形成に関する施策につい
ての文書を受領した。

一昨一日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

高嶋 良充君

補欠

佐々木知子君

農林水産委員

辞任

谷 博之君

補欠

藤原 正司君

経済産業委員

辞任

市田 忠義君

補欠

鶴岡 洋君

農林水産委員

辞任

朝日 俊弘君

の形成の状況に関する年次報告及び同法第十四条
第二項の規定に基づく平成十五年度において講じ
ようとする循環型社会の形成に関する施策につい
ての文書を受領した。

一昨一日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

高嶋 良充君

補欠

佐々木知子君

農林水産委員

辞任

谷 博之君

補欠

藤原 正司君

経済産業委員

辞任

市田 忠義君

補欠

鶴岡 洋君

農林水産委員

辞任

朝日 俊弘君

の形成の状況に関する年次報告及び同法第十四条
第二項の規定に基づく平成十五年度において講じ
ようとする循環型社会の形成に関する施策につい
ての文書を受領した。

一昨一日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

高嶋 良充君

補欠

佐々木知子君

農林水産委員

辞任

谷 博之君

補欠

藤原 正司君

経済産業委員

辞任

市田 忠義君

補欠

鶴岡 洋君

農林水産委員

辞任

朝日 俊弘君

の形成の状況に関する年次報告及び同法第十四条
第二項の規定に基づく平成十五年度において講じ
ようとする循環型社会の形成に関する施策につい
ての文書を受領した。

一昨一日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

高嶋 良充君

補欠

佐々木知子君

農林水産委員

辞任

谷 博之君

補欠

藤原 正司君

経済産業委員

辞任

市田 忠義君

補欠

鶴岡 洋君

農林水産委員

辞任

朝日 俊弘君

の形成の状況に関する年次報告及び同法第十四条
第二項の規定に基づく平成十五年度において講じ
ようとする循環型社会の形成に関する施策につい
ての文書を受領した。

一昨一日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

高嶋 良充君

補欠

佐々木知子君

農林水産委員

辞任

谷 博之君

補欠

藤原 正司君

経済産業委員

辞任

市田 忠義君

補欠

鶴岡 洋君

農林水産委員

辞任

朝日 俊弘君

の形成の状況に関する年次報告及び同法第十四条
第二項の規定に基づく平成十五年度において講じ
ようとする循環型社会の形成に関する施策につい
ての文書を受領した。

一昨一日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

高嶋 良充君

補欠

佐々木知子君

農林水産委員

辞任

谷 博之君

補欠

藤原 正司君

経済産業委員

辞任

市田 忠義君

補欠

鶴岡 洋君

農林水産委員

辞任

朝日 俊弘君

の形成の状況に関する年次報告及び同法第十四条
第二項の規定に基づく平成十五年度において講じ
ようとする循環型社会の形成に関する施策につい
ての文書を受領した。

一昨一日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

高嶋 良充君

補欠

佐々木知子君

農林水産委員

辞任

谷 博之君

補欠

藤原 正司君

経済産業委員

辞任

市田 忠義君

補欠</div

(号外)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八八号)
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことをあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第一条の改正の受諾について承認を求めるの件(閣法第八号)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律案
同日委員長から次の報告書が提出された。

住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案(閣法第四四号)審査報告書

農林水産省設置法の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)審査報告書

官報

食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案(閣法第三三号)審査報告書

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三四号)審査報告書

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案(閣法第三二号)審査報告書
地方自治法第五十六条规定に基づく

き、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関する承認を求めるの件(閣承認第一号)審査報告書

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案(第百五十四回国会閣法第七九号)審査報告書

C/S放送に関する再質問主意書(平野貞夫君提出)(第三一号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

住民基本台帳ネットワークの運用に関する質問主意書(櫻井充君提出)(第三二号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員中村敦夫君提出ごみ焼却炉の解体に関する質問に対する答弁書(第一〇号)

参議院議員平野貞夫君提出水源涵養保安林に関する質問に対する答弁書(第三三号)

参議院議員平野貞夫君提出公益法人の指導監督責任に関する質問に対する答弁書(第二四号)

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律

同日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成十四年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「平成十五年度において実施すべき交通安全施策に関する計画」の報告を受領した。

同日内閣から、首都圈整備法第三十条の二の規定に基づく平成十四年度首都圈整備に関する年次報告書を受領した。

同日内閣から、交通安全管理基本法第十三条の規定に基づく「平成十四年度交通安全施策の現況」及び「平成十五年度における実施すべき交通安全施策に関する計画」の報告を受領した。

同日内閣から、首都圈整備法第三十条の二の規定に基づく平成十四年度首都圈整備に関する年次報告書を受領した。

同日内閣から、交通安全管理基本法第十三条の規定に基づく「平成十四年度交通安全施策の現況」及び「平成十五年度における実施すべき交通安全施策に関する計画」の報告を受領した。

審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十五年五月二十日

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長 沢掛 哲男

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、選挙人の投票しやすい環境を整えるため、期日前投票制度を創設するとともに、在外投票について在外公館投票と郵便投票とのいづれかの方法により行うことができる

こととし、あわせて、さいたま市に係る衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改正等を行おうとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

同日衆議院議員通常選挙に必要な経費の増加分は約十九億円と見込まれる。

一、費用

本法施行により、参議院議員通常選挙に必要な経費の増加分は約十九億円と見込まれる。

附帯決議

政府は、国民本位・政党本位の選挙制度を確立するため、本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、期日前投票及び不在者投票の投票期間が、選挙の公示又は告示のあった日の翌日から選挙の期日の前日までの間とされたことに伴い、選挙

人が投票機会を失すことのないよう、その周知徹底を図ること。

二、期日前投票及び不在者投票について、本法の立法趣旨等を踏まえ、適正な管理執行に万全を期するとともに、特に指定病院等における不在者投票について、選挙の公正確保に配意しつつ、適正な管理執行の徹底に努めること。

三、在外投票制度の実施状況を踏まえ、できる限り速やかに衆議院小選挙区選出議員選挙及び参議院選挙区選出議員選挙を在外投票の対象とするための措置を講ずるものとすること。

四、候補者情報の充実、政治参加の促進、有権者と候補者の直接対話の実現、金のかからない選挙の実現等を図る観点から、IT時代の要請に即応し、インターネットを利用した選挙運動の早期導入に向け、積極的な検討を一層進めるこ

と。

五、民主主義の質的充実と活性化を促し、有権者の政治的関心を高める観点から、政党のマニフェスト等の導入の環境整備を検討すること。

右決議する。

公職選挙法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条规定により送付する。

平成十五年五月二十二日

参議院議長 細貫 民輔

官 報 (号 外)

第五十五条中「投票の」を「選挙の」に改める。

める。

改める。

さいたま市

第二二二三第三項口「迄發票印」、「支票

第二条 公職選挙法の一節を次のように改正す

第三十條の三第二項中「二以三の投票」

に「(以下「指定在外選挙投票区」という。)」を加

える。

(在外投票等)

第四十九条の二 在外選挙人名簿に登録されて

いる選挙人(△該選挙人のうち選挙人名簿に

く。以下この條において同じ。)で、衆議院議

員又は参議院議員の選挙において投票をしよ

などするものの投票については 第四十九条

か、政令で定めるところにより、第四十四

条、第四十五条第一項、第四十六条第一項か

第三項まで 第四ハ条及び次条の規定は
かかつらず、次の各号に掲げるハザレハ方

法により「行わせること」ができる。

衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日

前五田（投票の送致ご日数を要する地）在

外公館であることその他特別の事情がある

と認められる場合は、あらかじめ総務大臣

卷之三

間(あらかじめ総務大臣が外務大臣と協議して指定する日を除く。)に、自ら在外公館の長(総務大臣が外務大臣と協議して指定する在外公館の長を除く。以下この号において同じ。)の管理する投票を記載する場所に行き、在外選挙人証及び旅券その他の政令で定める文書を提示して、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて在外公館の長に提出する方法

一 当該選挙人の現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便等により送付する方法

2 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票については、第四十二条第一項ただし書中「選挙人名簿」とあるのは「在外選挙人名簿」と、「投票所」とあるのは「指定在外選挙投票区の投票所」と、第四十四条第一項中「投票所」とあるのは「指定在外選挙投票区の投票所」と、同条第一項中「選挙人名簿」とあるのは、「在外選挙人証を提示して、在外選挙人名簿」と、「当該選挙人名簿」とあるのは「当該在外選挙人名簿」と、「第十九条第三項」とあるのは「第三十条の二第四項」と、「書類。次項、第五十五条及び第五十六条において同じ。」とあるのは「書類」と、第四十八条の二第一項中「期日前投票所」とあるのは「市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所」と、「投票区」とあるのは「指定在外選挙投票区」と、同条第一項の表第四十二条第一項の項目中「第四十二条第一項」とあるのは「第四十

九条の二第二項の規定により読み替えて適用される第四十二条第一項」と、「選挙の当日投票所」とあるのは「選挙の当日指定在外選挙投票所」と、「期日前投票所」とあるのは「市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所」とする。

3 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの投票については、前条第一項及び第三項の規定は、適用しない。

第一百九十四条第一項、第一百九十五条及び第二百四十七条中「第四十九条の二の規定による」を「在外選挙人名簿に登録されている選挙人(第四十九条の二第一項に規定する政令で定めるものを除く。)で衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものに適用する」を、「専ら在外選挙人名簿に登録されている選挙人(第四十九条の二第一項に規定する政令で定めるものを除く。)で衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものに改める。

第一百五十五条の二第一項及び第二項中「第一号」に改め、同条第三項中「第四十九条の二第一項第一号」を「第四十九条の二第一項第一号」に改め、同条第四項を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中公職選挙法別表第一の改正規定並びに次条第二項及び第三項の規定 公布の日

二 第二条の規定、次条第四項の規定、附則第三条の規定、附則第五条中漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条第一項の改正規定(「不在者投票等」を「不在者投票」に改める部分に限る。)、附則第六条中国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七百七十九号)第十三条第一項の改正規定(「不在者投票等」を「不在者投票」に改める部分に限る。)、附則第六条中国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七百七十九号)第十三条第一項の改正規定及び同法附則第四項の改正規定(「第四十九条の二第二項若しくは第三項」を「第四十九条の二第一項第二号」に改める部分に限る。)並びに附則第七条中農業委員会等に関する法律(昭和二十二年法律第二百三十六号)の規定、附則第六条の規定(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第十三条第九項の改正規定及び同法附則第四項の改正規定(「第四十九条の二第二項若しくは第三項」を「第四十九条の二第一項第二号」に改める部分に限る。)を除く。)による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定、附則第七条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律の規定及び附則第九条の規定による改正後の地方法の規定による改正後の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第二百四十七号)の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の公職選挙法別表
第一の規定は、衆議院議員の選挙についてはこの法律の公布の日(以下この項及び次項において「公布日」という。)以後初めてその期日を公示される総選挙から、衆議院議員の選挙以外の選挙については公布日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公布日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙、公布日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙及び公布日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙(衆議院議員の選挙を除く。)についは、ふる生前に別に規定する。

項若しくは第三項を「第四十九条の二第一項等
一号に改める部分に限る。に限る。による改
正後の国会议員の選挙等の執行経費の基準に関する規定
する法律の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員又は参議院議員の選挙(平成十年六月二十五日にその期日を公示された参議院議員の通常選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。)について適用し、同号に掲げる規定の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された衆議院議員又は参議院議員の選挙については、なお從前の例による。

第三条 附則第一条第二号

(第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為及び前条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第四条 最高裁判所裁判官国民審査法の一部を次のように改正する。

域の変更がなかったものとみなす。ただし、基準日の翌日から公布日の前日までの間において同表で定める二以上の選挙区にわたってこれらの区の区域の変更があったときは、公布日にこれらの区の区域の変更があったものとみなし、かつ、区を市とみなして、同法第十三第三項

4
第一二条の規定による改正後の公職選挙法の規定(同法別表第一の規定を除く。)及び附則第六条の規定(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第十三条第九項の改正規定及び同法附則第四項の改正規定(第四十九条の二第二

第二十一条「審査の投票の翌日又はその翌日（一開票区に数投票区があるときは）を削り、「翌日」）を「翌日」に改める。

第二十一条中「選挙の投票」の下に「（公職選挙法第四十九条第三項の規定による投票に関する部分を除く。）」を加え、同条に次のただし書きを加える。

ただし、同法第四十八条の二の規定の例による場合においては、審査の期日前七日から審査の期日の前までの間に審査の投票をしなければならない。

（漁業法の一部改正）

第五条 漁業法の一部を次のように改定する。

（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正）

第六条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

二 一期日前投票所経費

(期日前投票所経費)
第四条の二 期日前投票所経費の基本額は、当

総務省令	第四十六条第一項から第三項まで で、前条及び第五十条	前条、第五十条及び漁業法第 九十一条第三項
農林水産省令	第三十九条から第四十一条まで 第三十九条、第四十一条 漁業法第九十条第三項 第四十八条第一項から第三項ま で、第四十八条及び第五十条 業法第九十条第三項	第三十九条、第四十一条 漁業法第九十条第三項 第四十八条、第五十条及び漁 業法第九十条第三項

に改める。

該期日前投票所において投票を行わせる日の
数に三万四百円を乗じて得た額とする。

2 前項の期日前投票所で市區町村の支所、出張所その他の総務大臣が定める場所に設けられるものについては、当該期日前投票所を設ける市區町村の選舉管管理委員会の職員について定められている執務時間外において投票を了

第八条第四項中「不在者投票管理者(市区町村
従事する者の超過勤務手当費として総務大臣
が定める額を加算する。」

の選挙管理委員会の委員長たる不在者投票管理者に限る。次項及び第六項並びに第十三条第十

二項	第四十九条第一項及び第	第一号、第二号及び第四号
	第四十八条の二第三項	第四十八条の二第二項

項において同じ。)の管理する投票を記載する場所」を「期日前投票所」に、「当該場所一箇所」を「一の期日前投票所」に、「当該場所の」を「当該期日前投票所の」に改め、同条第五項及び第六項中「不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所」を「期日前投票所」に、「当該場所一箇所」を「一の期日前投票所」に改め、同条に次

一項を加える。
⑦ 前三項の規定は、不在者投票管理者(市区町村の選挙管理委員会の委員長たる不在者投票管理者に限る。)の管理する投票を記載する場所の候補者氏名等掲示費の基本額に準用する。

六、四七四、六四四	五、七四三、一〇七
七、五二三、五九八	六、八一七、三七五
八、九五八、六〇一	八、三三三、〇〇六
一〇、七四六、九三三	一〇、二二七、二八〇
三、一三〇、五〇二	二、九四八、三五五
四、二九一、九六四	三、九六二、一二二
六、三三六、四九三	五、八二二、九八八
八、八五一、五三三	八、二〇四、五八七
一〇、七七九、三八九	一〇、一三八、三七四
四一〇、八二三	三九二、四七九
四三三、二五五	四一四、八二一
六四三、五六九	五九四、一〇九
一、一二八、三四二	九六八、八七三
一、七四六、〇一五	一、五六九、六二六
二、一五六、三九三	一、九二九、一七九
二、六七五、七三二	二、四三三、九九六

三

一〇、六七八、四九三	八、九一〇、六九三	七、四七九、三七八	六、四四七、二六八
三、二〇九、九七〇	四、二六四、五八八	四、二六四、五八八	三、二〇九、九七〇
六、二九一、二七三	八、八〇三、六二五	八、八〇三、六二五	六、二九一、二七三
一〇、七一〇、九四九	四〇三、九七九	四〇三、九七九	一〇、七一〇、九四九
六三六、七三五	四三六、三一一	四三六、三一一	六三六、七三五
一、一二二、四九八	一、七三六、三二七	一、七三六、三二七	一、一二二、四九八
二、一四一、七〇五	二、六五五、一九〇	二、六五五、一九〇	二、一四一、七〇五

1

五、七二五、七三一	六、七八三、一五五	八、二八五、○九八	一〇、一五八、八四〇
三、九三四、七三六	二、九三七、八二三	五、七八七、七六八	八、一五六、六七九
一〇、〇六九、九三四	三八五、六三五	四〇七、九六七	五八七、二六五
一、五五五、九三八	九六二、〇二八	一、九二五、四九一	一、九二二、四六四
四、五三三、八二五	三、八一九、二四四	二、四二二、四六四	

に改め、同条第一項の表中

四、五六一、二〇一	四、六四四、九七〇	三、九六五、七〇三	三、八四六、六二〇
四、八二一、五〇八	四、二〇三、八六九	四、二〇三〇、五三〇	
五、〇六三、八一五	二、三〇九、八四五	二、二八七、四〇三	
二、六〇〇、二九九	二、六〇〇、二九九	三、二七八、四八六	
三、七六六、〇三五	五、二三二、二六〇	四、五〇六、一七〇	
五、七二二、六二一	五、〇八八、五五二	三、三四八、三〇七	
三六三、八一九	三六三、八一九	二、三四八、三〇七	
五五五、一七三	五〇八、五四五	一、三四八、三〇七	
九五三、二二二	八〇六、五七三	一、三二五、〇二七	
一、四八八、五八四	一、五四四、二五一	一、八九二、五五八	
一、七六八、六三四	一、三三三、四五三	一、一二一、四五三	

報 (号外)

五七一、九三三	二、五七一、九三三
七三一、八一五	三、七三一、八一五
〇八四、二五一	四、四五四、二六一
六四四、二二二	三、二四四、二六六
六四四、二二二	一、一六〇、〇一七

に改め、同条第九項中「第四十九条の一第二項若

三五六、九七五	三四一、四六三
五四八、三三九	五〇一、七〇一
九四六、三六八	七九九、七二九
一、四七四、八九六	一、三〇一、三三九
一、七五四、九四六	一、五三〇、五六三
二、一一一、九二二	一、八七一、〇一六

しくは第三項を第四十九条の二第一項第二号に改め、同条第十項を削り、同条第十一項を同条第十一項とする。

第十四条第一項第二号中「投票管理業者」を「投票所の投票管理業者」に改め、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号中「投票立会人」を「投票所の投票立会人」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六期日前投票所の投票立会人　一日につき　九千六百円
第十四条第一項第三号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える
三期日前投票所の投票管理者　一日につき　一万一千百円

第十六条中「第五条」を「から第五条まで」、「及び第十項を除く」を「を除く」に改め、「第十項並びに」を削る。

第十七条第一項中及び第十項を除く」を「を除く」に改め、「第十項並びに」を削る。

平成十五年六月四日 参議院会議録第二十九号

公職選挙法の一部を改正する法律案

(農業委員会等に関する法律の一部改正)
第七条 農業委員会等に関する法律の一部を次のように改正する。

		第十一條の表以外の部分中「第四十四条第二項」を「第四十四条第三項」に、「不在者投票等」を「不在者投票」に改め、同表第四十九条第一項第一項の項中「第四十四条第一項」を第四十四条第一項第一号」を「第四十八条の二第一項第一号」に改める。
		別表第二の一の項中「第四十四条第二項」を「第四十四条第三項」に改め、同表の二の項中「第四十九条」を「第四十八条の二及び第四十九条に改める。
	別表第四の一の項中「第四十四条第二項」を「第四十四条第三項」に改める。	別表第四の二の項中「第四十四条第二項」を「第四十四条第三項」に改める。
第五十三条第一項	第五十三条规定	第四十四条第二項
第五十二条第二項	第五十二条第二項	第四十四条第一項
第五十二条第一項	第五十二条第一項	第四十四条第一項

第十一條の表以外の部分中「第四十四条第一項」を「第四十四条第三項」に、「不在者投票等」を「不在者投票」に改め、同条の表第四十四条第一項の項中「第四十四条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同表第四十九条第一項第一号、第二号及び第四号の項中「第四十九条第一項第一号」を「第四八八条の二第一項第一号」に改める。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の一部改正)

第九条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「投票所」の下に「期日前投票所を含む。以下この条において同じ。」を加え

別表第二の一の項中「第四十四条第一項」を
「第四十四条第三項」に改め、同表の二の項中
「第四十九条」を「第四十八条の二及び第四十九条」に改める。

「第四十四条第三項」に改める。

第八条 第二条の規定による投票を行う選舉について、次の表の上欄に掲げる公職選挙法の規定を適用する場合においては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同じ下欄に掲げる字句に読み替えるものとす
る。

		第五十三条第一項	
第五十三条第二項		閉鎖しなければ 入れさせる場合	閉鎖しなければ 入れさせる場合
第五十三条第二項	開かなければ	開き、又は当該電磁的記録式投票機を投票できる状態にしなければ 入れさせる場合	開き、又は当該電磁的記録式投票機を投票できる状態にしなければ 入れさせる場合
二 項	用い得る投票方法等の特例による第 五十三条の規定により詠 用される第五十三条第 二項	地方公共団体の議会の議員及び長 官の選挙に係る電磁的記録式投票機 を用いて行う投票方法等の特例による第 五十三条の規定により詠 用される第五十三条第 二項	地方公共団体の議会の議員及び長 官の選挙に係る電磁的記録式投票機 を用いて行う投票方法等の特例による第 五十三条の規定により詠 用される第五十三条第 二項

— 1 —

投票箱を開いた場合は

投票箱を開いた場合又は電磁的記録式投票機を開いた場合

第四十八条の二の規定により投票を行うものとする。

第五十五条

第五十三条第一項

第五十三条第一項

閉鎖しなければ

投票機が開鎖され、かつ、電磁的記録式投票機が投票できない状態にされ

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、住宅金融公庫が銀行その他一般の金融機関による

住宅資金の貸付けを支援するための貸付債権の譲受け又は貸付債権を担保とする債券等に係る債務の保証を行うことができる」とする等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

平成十五年度から、貸付債権の譲受けの業務及び貸付債権を担保とする債券等に係る債務の保証の業務(以下「証券化支援業務」という。)に関する基金を設けることとし、住宅金融公庫の資本金のうち一般会計出資金から四十億円をこの基金に組み入れることとしている。

二、公庫は証券化支援業務の制度設計に当たって、民間金融機関との充分な協議を行い、職業、性別、地域等による融資選別が発生しないようにすること。

三、証券化支援業務の対象となる住宅ローンについても、返済困難者対策が講じられるよう配慮すること。

四、中古住宅の評価システムの普及、市況情報の提供等による市場の育成により、良質な中古住宅の流通の円滑化を図り、中古住宅についても証券化支援業務の対象とするよう検討すること。

五、高齢者等社会的弱者の居住の安定、ファミリー世帯への賃貸住宅供給、住宅の耐久性・省

金融機関の貸付債権一千億円の買取り及びその買取代金のうち千五百億円の支払いが予定されており、その原資は住宅金融公庫債券の発行による収入の一部が充てられる予定である。

附帯決議

住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案

審査報告書

参考

平成十五年六月三日

国土交通委員長 倉田 寛之殿
参議院議長 藤井 俊男
国土交通委員長 藤井 俊男

右は多數をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

以上のような観点に立つて、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、証券化支援業務の実施に伴い、公庫の直接融資商品、民間金融機関独自の商品に加え、新たに買取型商品等が市場に供給されることを踏まえ、各商品に關する正確な情報提供がなされるよう配慮すること。

二、公庫は証券化支援業務の制度設計に当たって、民間金融機関との充分な協議を行い、職業、性別、地域等による融資選別が発生しないようにすること。

三、証券化支援業務の対象となる住宅ローンについても、返済困難者対策が講じられるよう配慮すること。

四、中古住宅の評価システムの普及、市況情報の提供等による市場の育成により、良質な中古住宅の流通の円滑化を図り、中古住宅についても証券化支援業務の対象とするよう検討すること。

五、高齢者等社会的弱者の居住の安定、ファミリー世帯への賃貸住宅供給、住宅の耐久性・省

第十三条の次に次の二条を加える。
(公職の候補者が死亡した場合等の特例)
選挙について、第十二条の規定により読み替えて適用される公職選挙法第八十六条の四第

五項から第七項までに規定する事由が生じた場合においては、第三条の規定にかかわらず、政令で定める期間、電磁的記録式投票機を用いた投票を行わないものとし、同法第四十五条、第四十六条第一項、第四十八条及び

エネルギー・バリアフリー性能の向上、シックハウス問題への対応、市街地再開発、密集市街地の再生等のまちづくり、マンションの再生、定期借地権付住宅の建設、災害復興等の施策が推進されるよう、公庫の政策誘導機能の維持・拡充に努めること。

六、公庫から権利及び義務を承継する独立行政法人の業務については、民間金融機関が長期固定ローンを大量・安定的かつ公平に供給している状況を充分検討した上で、国民、特に中・低所得者の住宅取得並びに住宅政策推進の観点から支障がないように留意して決定すること。

右決議する。

住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年四月二十二日

参議院議長 緊賀 民輔

(住民金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案)

住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律

(住宅金融公庫法の一部改正)

第一条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「資金で」を「資金について」に、「を融通すること」を「を自ら融通し、又は

銀行その他一般の金融機関による融通を支援するための貸付債権の譲受け若しくは貸付債権を担保とする債券等に係る債務の保証を行うこと」に改め、同条第二項中「の外」を「のほか」に、「基き」を「基づき」に改め、「昭和三十年法律第六十三号」の下に「以下「保険法」という。」と改め、同条第三項中「の外」を「のほか」に改める。

第五条第三項後段中「住宅融資保険法(以下「保険法」という。)による保険の」を「第二十六条の三第一項の規定により第二十六条の二第一項第二号に掲げる債権受けの業務、同号に掲げる債務保証特定保険の業務又は同項第三号に掲げる保険の業務に関して設けられたに、「その金額」を「それぞれの金額」に改める。

第十七条第十二項第四号中「貸付金」の下に「譲り受けた貸付債権又は保険法第五条第一項に規定する特定保険関係(以下単に「特定保険関係」という。)が成立した貸付けについて商法明治三十二年法律第四十八号)第六百六十二条第一項の規定に基づき取得した貸付債権に係るもの(を含む。)」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第九項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第八項の次に次の二項を加える。

9 公庫は、第一条第一項に掲げる目的を達成するため、住宅の建設又は既存住宅の購入に必要な資金(当該住宅の建設又は既存住宅の購入に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とするときは、当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。)の貸付けに係る主務省令で定める金融機関の貸付債権について、次の業務を行つ。

一、当該貸付債権の譲受け(以下「債権譲受け」という。)

二、当該貸付債権(保険法第五条第二項に規定する債務保証特定保険関係(以下単に「債務保証特定保険関係」という。)が成立した貸付けに係るものに限り、その信託の受益権を含む。)を担保とする債券その他これに

準ずる主務省令で定める有価証券に係る債務の保証(以下「債務保証」という。)

第十八条中「第十項及び第十一項」を「第十一項及び第十二項」に、「若しくは第十項」を「若しくは第十一項」に改める。

第十八条の二中「第十項及び第十一項」を「第十一項及び第十二項」に改める。

第二十条第五項中「第十七条第十項又は第十一項」を「第十七条第十一項又は第十二項」に、「同条第十項第一号」を「同条第十一項第一号」に改める。

第二十一条第一項中「、第十項又は第十一項」を「、第十一項又は第十二項」に改め、同項の表八の項中「第十七条第十項又は第十一項」を「第十七条第十一項又は第十二項」に、「同条第十項第一号」を「同条第十一項第一号」に改める。

第二十二条第一項中「、第十一項又は第十二項」を「、第十一項又は第十二項」に改め、同項の表八の項中「第十七条第十項又は第十一項」を「第十七条第十一項又は第十二項」に、「同条第十項第一号」を「同条第十一項第一号」に改める。

第二十三条第一項中「、第三号」を「、第四号」に改め、同項第三号ホ中「第十項及び第十一項」を「第十一項及び第十二項」に改め、同号を同項

第四号とし、同項第二号イ中「保険法第五条に規定する」及び「明治三十二年法律第四十八号」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二、主務省令で定める金融機関その他政令で定める法人次に掲げる業務

イ 譲り受けた貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する業務

ロ イに規定する元利金の回収に関連して取得した動産、不動産又は所有権以外の財産権の管理及び処分

第二十三条第八項中「第六項まで」を「第七項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第二項に改め、同項第六号中「第十七条第十項又は第十一項」を「第十七条第十一項又は第十二

項」に改め、同項第七号及び第八号中「第十項若しくは第十一項」を「第十一項若しくは第十二項」に改める。

第二十二条の五中「第十七条第十項又は第十一項」を「第十七条第十一項又は第十二項」に、「同条第十項第一号」を「同条第十一項第一号」に改める。

第二十二条の二中「第十項又は第十一項」を「第十一項又は第十二項」に改める。

第二十二条の三第一項第二号中「第十七条第十項又は第十一項」を「第十七條第十一項又は第十二項」に、「同条第十項第一号」を「同条第十一項第一号」に改める。

第二十二条の四第一項中「元利金」を「その貸付けに係る元利金」に改める。

第二十二条の四第一項中「、第三号」を「、第四号」に改め、同項第三号ホ中「第十項及び第十一項」を「第十一項及び第十二項」に改め、同号を同項

第四号とし、同項第二号イ中「保険法第五条に規定する」及び「明治三十二年法律第四十八号」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二、主務省令で定める金融機関その他政令で定める法人次に掲げる業務

イ 譲り受けた貸付債権に係る元利金の回

する業務、同条第十三項第四号(譲り受けた貸付債権又は特定保険関係が成立した貸付けについて商法第六百六十二条第一項の規定に基づき取得した貸付債権に係る貸付金の回収に係る部分に限る。)に規定する業務及び」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第一項第三号」を第一項第二号若しくは第四号に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の項目を加える。

6 第一項各号に掲げる者は、他の法律の規定にかかわらず、公庫が同項の規定により委託した業務を受託することができる。

第二十四条第二項中「並びに第十七条第十二項各号」を、第十七条第九項に規定する貸付債権に係る住宅の規模及び規格に関する基準その他同項に規定する業務の処理に関する準則並びに第十七条第十三項各号に改める。

公庫は、次に掲げる業務については、それぞれ特別勘定を設けて経理しなければならない。

第一勤労者財産形成促進法第十条第一項に規定する勤労者又は同項に規定する公務員に対する同項本文の規定による貸付け(以下「財形住宅貸付け」という。)の業務

二 債権譲受けの業務、債務保証の業務及び保険法による債務保証特定保険、債務保証特定保険関係に係る保険をいう。以下同じ。)の業務

三 保険法による保険の業務(債務保証特定保険の業務を除く。)

第二十六条の二第二項を削り、同条第三項中

「第一項」を「前項」に、「これを」を「主務省令で定めるところにより、その全部又は一部を」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「取りくずして」を「取り崩して」に、「うめられない」を「埋められない」に、「繰越」を「繰越し」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「うめる」を「埋める」に、「第三項」を「第一項」に、「取りくすして」を「取り崩して」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の特別勘定の経理に関する必要な事項は、主務省令で定める。

第二十六条の二の次に次の一条を加える。
(基金)

第二十六条の三 公庫は、債権譲受けの業務、債務保証特定保険の業務及び前条第一項第三号に掲げる保険の業務に関してそれぞれ基金を設け、第五条第三項の規定により政府がそれぞれ当該基金に充てるべきものとして示した金額に相当する金額と次項及び第三項の規定によりそれぞれ当該基金に組み入れられた金額との合計額をもつてこれに充てるものとする。

2 公庫は、前項の基金のそれぞれに充てるため必要があると認めるときは、主務大臣の認可を受けて、資本金(既に同項のそれぞれの基金に充てるべきものとして示され、又は組み入れられたものを除く。)の一部をそれぞれの基金に組み入れることができる。

3 公庫は、債権譲受けの業務又は債務保証特定保険の業務に係る基金に充てるため必要があると認めるときは、主務大臣の認可を受けて、資本金(既に同項のそれぞれの基金に組み入れることができる。

あると認めるときは、主務大臣の認可を受け、前条第一項第三号に掲げる保険の業務に係る基金の一部を減額し、これに相当する額を債権譲受けの業務又は債務保証特定保険の業務に係る基金に組み入れることができる。

第二十七条第三項中「前条第一項」を「第二十六条の二第一項」に改め、「の損益」の下に「(同条第二項の規定により積立金を積み立てたときは、当該積立金として積み立てた額)」を加える。

「又は債権譲受け」を加え、「その貸付債権」を「それぞれ当該貸付け又は債権譲受けに係る貸付債権」に改める。

第二十七条の七第二項中「金融機関」の下に「又は同項第一号に規定する主務省令で定める金融機関その他政令で定める法人」を、「業務」の下に「公庫の貸付けに係る貸付債権に関する業務」を委託することができる。第二十三条第二項から第四項までの規定は、この場合について準用する。

3 公庫は、沖縄振興開発金融公庫に対し、第一項の規定により受託した同項各号に掲げる業務(譲り受けた貸付債権に係るものに限り)を委託することができる。第二十三条第二項から第四項までの規定は、この場合について準用する。

第二十七条の三第二項中「第二十三条第七項若しくは第八項」を「第二十三条第八項若しくは第九項」に改める。

第三十二条第一項中「第二十三条规定第七項若しくは第八項」を「第二十三条规定第八項若しくは第九項」に改める。

第三十二条第二項中「第二十三条规定第八項若しくは第八項」を「第二十三条规定第九項」に改める。

第三十五条第四項中「第十項又は第十一項」を「第十一項又は第十二項」に改める。

第三十五条第四項中「第十項」を「第十一項」に改める。

第三十五条第四項中「第十一項」を「第十二項」に改める。

第三十五条第四項中「第十二項」を「第十三項」に改める。

第三十六条中「第十七條第十二項第一号」を「第十七條第十三項第一号」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四十条から第四十三までを次のように改める。

第二十七条の三第二項中「前条第五項」を「第一条第六項」に改め、同条第四項第一号中「第十項又は第十一項」を「第十一項又は第十二項」に改める。

第二十七条の五中「貸付債権」の下に「(譲り受けた貸付債権を含む。第二十七条の七第一項において同じ。)」を加える。

第二十七条の六第一項中「を除く。」の下に「(号外)官報(号外)

(貸金業の規制等に関する法律の適用除外) 第四十条 公庫が貸金業の規制等に関する法律 (昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項 に規定する貸金業者から主務省令で定めると ころにより債権譲受けを行う場合には、同法 第二十四条の規定は、適用しない。	
第四十一条から第四十三条まで 削除	
第四十七条中「第二十三條第八項」を「第二十 三条第九項」に、「同条第八項」を「同条第九項」 に改める。	
第四十八条中「第二十三條第七項若しくは第九項」に 八項」を「第二十三條第八項若しくは第九項」に 改める。	
附則第七項第二号中「第十七條第十項又は第 十一項」を「第十七條第十一項又は第十二項」 に、「同条第十項第一号」を「同条第十一項第一 号」に改める。	
附則第十一項中「第六項まで」を「第七項まで」 に改める。	
(住宅融資保険法の一部改正) 第一条 住宅融資保険法(昭和三十年法律第六十 二号)の一部を次のように改訂する。 第五条に次の一項を加える。 2 公庫が貸付債権(その信託の受益権を含 む)を担保として発行される債券その他住宅 金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号) 第十七条第九項第一号に規定する有価証券に ついて同号の規定により債務の保証を行なうこ とを予定して前項の規定により承認したとき は、当該承認をした貸付けに係る保険関係 (以下「債務保証特定保険関係」という。)につ いては、同項中「貸付金の額」とあるのは、 「貸付金(利息その他の附帯の債権で政令で定 めるものを含む。以下同じ。)の額」とする。	
第四十七条中「第十項若しくは第十一項」を「第 十一項若しくは第十二項」に改める。	
第四十八条中「第二十三條第七項若しくは第九項」に 八項」を「第二十三條第八項若しくは第九項」に 改める。	
附則 第一項に次のたゞし書を加える。 ただし、債務保証特定保険関係に基づく保 険金については、この限りでない。	
施行期日 (罰則に関する経過措置) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。	
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。	
(独立行政法人の設立等) 第三条 政府は、特殊法人等改革基本法(平成十 三年法律第五十八号)第五条第一項に規定する 特殊法人等整理合理化計画に基づき、住宅金融 公庫(以下「公庫」という。)の貸付けを段階的に 縮小させるとともに、平成十九年三月三十日以 降に、別に法律で定めるところにより、公庫 を廃止し、公庫からその権利及び義務を承継す る独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一 年法律第五十八号)第二条第一項に規定する独立 行政法人をいう。)を設立するために必要な措置 を講するものとする。この場合において、当該 独立行政法人には、第一条の規定による改正後 の住宅金融公庫法第十七条第九項に規定する業 務に相当する一般の金融機関の住宅資金の貸付 けを支援する業務のほか、公庫が行う同項に規 定する業務の実施状況、一般の金融機関の住宅 資金の貸付けの状況等を勘案し、必要な業務を 行わせるものとする。	
(郵便貯金法の一部改正) 第四条 郵便貯金法(昭和二十一年法律第百四十 九号)の一部を次のように改訂する。	
第六十条中「第十項若しくは第十一項」を「第 十一項若しくは第十二項」に改める。	
第六十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十 六号)の一部を次のように改訂する。	
第七十三条の七第十一号中「第十七條第十二 項第三号」を「第十七條第十三項第三号」に改め る。	
第六十六条 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和 二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改 正する。	
第五条第三項中「債務保証料」及び「弁済金」 の下に「住宅金融公庫及び」を加える。 (産業労働者住宅資金金融通法の一部改正) 第七条 産業労働者住宅資金金融通法(昭和二十八 年法律第六十三号)の一部を次のように改訂す る。	
第六十七条 第十項若しくは第十一項」を「第 十一項若しくは第十二項」に改める。	
第六十八条 第二項中「第六項まで」を「第七項まで」 に改める。	
(北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正) 第八条 北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十 八年法律第六十四号)の一部を次のように改 正する。	
第八条の二 第五項中「第十七條第十項」を「第 十七條第十一項」に改める。	
(勤労者財産形成促進法の一部改正) 第九条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六六年法 律第九十二号)の一部を次のように改訂する。	
第十九条第六項中「第十項又は第十一項」を「第 十一項又は第十二項」に改める。	
第二十一条第一項中「行なう」を「行う」に 改める。	
第二十二条第一項中「行なう」を「行う」に 改める。	
第二十三条第一項中「第十三項第三号」を「第二十三 条第十四号」に、「第十三項各号」に改め、同条第九項中 「第十七條第十一項」を「第十七條第十二項」に 改める。	
第二十四条第一項前段を「第十一項前段」に改める。	

(高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正)

第十二条 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第三項中「第十一項」を「第十一項」に、「第十項」を「第十一項」に改める。

(独立行政法人雇用・能力開発機構法の一部改正)

第十三条 独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第二百七十号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条のうち、住宅金融公庫法第二十一条第八項の改正規定中「第二十三条第八項」を「第二十三条第九項」に改め、同法附則第十二項の次に二項を加える改正規定中「第六項まで」を「第七項まで」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第十四条 國土交通省設置法(平成十一年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第四条第六十八号中「資金の融通」の下に「貸付債権の譲受け、債務の保証」を加える。

審査報告書

農林水産省設置法の一部を改正する法律案右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十五年六月三日

農林水産委員長 三浦 一水
参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、消費者保護を一層重視した新たな食品安全行政の確立を図るため、「食品安全行政に関する関係閣僚会議」の取りまとめに基づき、内閣府における食品安全委員会の設置と併せて、農林水産省におけるリスク管理体制の強化を図るとともに、食糧庁組織の廃止、地方組織における地方農政事務所の設置、統計情報事務所及びその出張所の統計・情報センターへの改組等を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三により送付する。

平成十五年五月十六日
参議院議長 倉田 寛之殿

衆議院議長 編賀 民輔

農林水産省設置法の一部を改正する法律案道農政事務所・情報事務所に改める。

第十八条第一項第一号中「、第十四号、第十

六号から第十八号まで、第十九号」を「から第

五号まで、第十七号から第十九号まで、第二十

号」に、「第二十号」を「第二十一号」に、「第二十一号」を「第二十二号」に、「第五十号まで及び第八十九号」を「第五十一号まで、第五十二号(納付金の徴収に係るものに限る)、第五十四号、第五十五号及び第八十七号」に改め、同項第三号中「調査資料その他の」を削り、「及び分析並びにその結果の」を「、分析及び」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第十九条を次のように改める。

四条第二十六号)を「第二節 削除」に改め
目次中「第二節 食糧厅任務及び所掌事務(第二十七款 地方支分部局(第二十七

号)」を「第二節 削除」に改め
第十九条 地方農政事務所

第四条第六号中「及び主要食糧である農産物を主な原料とするもの」を削り、同条中第二十

二号を削り、第二十一号を第二十二号とし、第十四号から第二十号までを「号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに關すること(食品衛生に關すること及び環境省の所掌に係る農業の安全性の確保に關することを除く)。

第十四条中第五十三号を削り、第五十四号を第五十三号とし、第五十五号を削り、第五十六号を第五十四号とし、第五十七号から第八十九号までを「号ずつ繰り上げる。

第十七条中「北海道統計情報事務所」を「北海道農政事務所」に改める。

第十八条第一項第一号中「、第十四号、第十

六号から第十八号まで、第十九号」を「から第

五号まで、第十七号から第十九号まで、第二十

号」に、「第二十号」を「第二十一号」に、「第二十一号」を「第二十二号」に、「第五十号まで及び第八十九号」を「第五十一号まで、第五十二号(納付金の徴収に係るものに限る)、第五十四号、第五十五号及び第八十七号」に改め、同項第三号中「調査資料その他の」を削り、「及び分析並びにその結果の」を「、分析及び」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第十九条の次に次の一条を加える。

4 地方農政局の統計・情報センターの名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

第十九条の次に次の一条を加える。

(北海道農政事務所)

第二十条の二 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、第四条第四号から第六号まで、第九号、第十号、第十三号、第十四号、第十五号、第十六号及び第八十七号に掲げる事務を分掌する。

2 北海道農政事務所の位置及び管轄区域は、

十六号から第四十八号までに掲げる事務並びに前条第一項第二号及び第三号に掲げる事務を除く)の一部を分掌させるため、所要の地区に、地方農政事務所を置く。

2 地方農政事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 地方農政事務所の所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

2 地方農政事務所の見出し中「又はこれらの支所」を「若しくはこれらの支所又は統計・情報センター」に改め、同条第一項中「(第十八条第一項第二号及び第三号に掲げる事務を除く)」を「うち、第四条第四十六号から第四十八号までに掲げる事務」に改め、同条に次の二項を加える。

「若しくはこれらの支所又は統計・情報センター」に改め、同条第一項中「(第十八条第一項第二号及び第三号に掲げる事務を除く)」を「うち、第四条第四十六号から第四十八号までに掲げる事務」に改め、同条に次の二項を加える。

3 地方農政事務所の所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

2 地方農政事務所の見出し中「又はこれらの支所」を「若しくはこれらの支所又は統計・情報センター」に改め、同条第一項中「(第十八条第一項第二号及び第三号に掲げる事務を除く)」を「うち、第四条第四十六号から第四十八号までに掲げる事務」に改め、同条に次の二項を加える。

3 地方農政事務所の所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

政令で定める。

3 北海道農政事務所の内部組織は、農林水産省令で定める。

第二十一条の見出しを「(北海道統計・情報事務所)」に改め、同条第一項中「北海道統計・情報事務所」を「北海道統計・情報事務所」に改め、同条第一項中「北海道統計・情報事務所」に改め、「及

び分析並びにその結果の」を「分析並びに改め、同条第一項中「北海道統計・情報事務所」を「北海道統計・情報事務所」に改め、「及

る。

第十七条中「北海道統計・情報事務所」を削除する。

第二十条の二を第二十一条とする。

第十九条の見出しを「(地方農政事務所)及び地

方農政局又は地方農政事務所の統計・情報センター」に改め、同条第一項中「北海道統計・情報事務所」を「北海道農政事務所」に改め、「所掌事務」の下に「のうち、前

項第二号及び第三号に掲げる事務」を削り、同条に次の二項を加える。

4 農林水産大臣は、地方農政局又は地方農政事務所の所掌事務のうち、前条第一項第二号及び第三号に掲げる事務の一部を分掌させる

ため、所要の地に、地方農政局又は地方農政事務所の統計・情報センターを置くことができる。

5 地方農政局又は地方農政事務所の統計・情報センターの名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

第二十条の見出し中「若しくはこれらの支所又は統計・情報センター」を「又はこれらの支所」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第二十二条の見出しを削る。

第二章第二節を次のように改める。

第二節 削除

第二十四条から第二十八条まで 削除

第二十三条中「第五十八号から第六十九号まで及び第八十六号から第八十九号まで」を「第五十六号から第六十七号まで及び第八十四号から第八十七号まで」に改める。

第二十八条中「第七十号から第八十六号まで、第八十八号及び第八十九号」を「第六十八号から第八十四号まで、第八十六号及び第八十七号」に改める。

第二十九条 農林水産省設置法の一部を次のように改める。

二 農林水産業及びこれに從事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関すること。

三 農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。

第二十条の二を第二十一条とする。

第二十七条中「北海道統計・情報事務所」を削除する。

第二十二条の見出し中「北海道統計・情報事務所」を「北海道農政事務所」に改め、同条第一項中「北海道統計・情報事務所」を「北海道農政事務所」に改め、「所掌事務」の下に「のうち、前

条第一項第二号及び第三号に掲げる事務」を加え、同条第二項中「北海道統計・情報事務所」を「北海道農政事務所」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に食糧事務所長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした登録その他の処分又は契約その他の行為(以下「处分等」という。)は、政令で定めるところにより、

相当の地方農政局長、地方農政事務所長又は北海道農政事務所長がした処分等とみなし、この法律の施行前に法律又はこれに基づく命令の規定により食糧事務所長に対しても申請、届出その他の行為(以下「申請等」という。)は、政令で定めるところにより、相当の地方農政局長、地方農政事務所長又は北海道農政事務所長に対しても申請等とみなす。

(農産物検査法の一部改正)

第六条 農産物検査法(昭和二十六年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「食糧事務所長」を「地方農政局長、地方農政事務所長、北海道農政事務所長」に改める。

(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部改正)

第七条 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第七十六条第二項中「食糧事務所長」を「地方農政局長又は北海道農政事務所長」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項の規定により地方農政局長に委任され

た権限は、農林水産省令で定めるところによ

る。

第二十八条 人権擁護法(平成十五年法律第百九号)の施行の日が農林水産省設置法の一部を改正する法律(平成十五年法律第百九号)の施行の日後となる場合には、

人権擁護法の施行の日の前日までの間ににおける第二十三条の規定の適用について、同条中「九十六以内」とあるのは、「九十七以内」とする。

別表第一農林水産省の項中「食糧厅」を削る。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第五条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「食糧事務所」を「地方農政局、地方農政事務所若しくは北海道農政事務所」に改める。

(農産物検査法の一部改正)

第六条 農産物検査法(昭和二十六年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「食糧事務所長」を「地方農政局長、地方農政事務所長、北海道農政事務所長」に改める。

(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部改正)

第七条 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第七十六条第二項中「食糧事務所長」を「地方農政局長又は北海道農政事務所長」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項の規定により地方農政局長に委任され

た権限は、農林水産省令で定めるところによ

り、その一部を地方農政事務所長に委任することができる。

(内閣府設置法の一部改正)

第八条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項第二号中「同条第六十号、第六十四号から第六十六号まで、第六十八号、第七十号、第七十一号、第七十七号から第七十九号まで及び第八十二号から第八十五号まで」を同条第五十八号、第六十二号から第六十四号まで、第六十六号、第六十八号、第六十九号、第七十五号から第七十七号まで及び第八十号から第八十三号まで」に改める。

附則第五条の次に次の一条を加える。
(官房及び局の数の特例)

第五条の二 国家行政組織法第二十八条の規定が適用される間における第六十六条の規定の適用については、同条中「九十六以内」とあるのは、「九十七以内」とする。

(薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の一部改正)

第十九条 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二条第五号を削る。

(独立行政法人北方領土問題対策協会法の一部改正)

第十一条 独立行政法人北方領土問題対策協会法(平成十四年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十一條のうち農林水産省設置法第四条第八十一号の改正規定中「第四条第八十二号」を「第四条第七十九号」に改める。

審査報告書

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十五年六月三日

参議院議長 倉田 寛之殿

農林水産委員長 三浦 一水

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、新たにHACCP手法(危害分析重要管理点方式)を導入するに際し設備投資の面で課題が引き続き存在することとともに、最近における食中毒事故や食品への異物混入、さらには牛海綿状脳症の発生等を通じて、食品の安全性の確保や品質管理の徹底に対する社会的要請が一層高まっていることにかんがみ、法律の廃止期限を五年間延長し、引き続き、農林漁業

の適用については、同条中「九十六以内」とあるのは、「九十七以内」とする。

(薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の一部改正)

第十九条 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二条第五号を削る。

(独立行政法人北方領土問題対策協会法の一部改正)

第十一条 独立行政法人北方領土問題対策協会法(平成十四年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十一條のうち農林水産省設置法第四条第八十一号の改正規定中「第四条第八十二号」を「第四条第七十九号」に改める。

平成十五年五月十六日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 倉田 寛之殿

農林水産大臣 総務大臣

厚生労働大臣及び農林水産大臣

農林水産省令

厚生労働省令

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二条の改正規定並びに次条、附則第三条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第一条 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、公布の日から起算して一月を経過する日までに、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号を次のように改める。

二 製造過程の管理の高度化の内容及び実施時期

第八条第二項第二号を次のように改める。

二 製造過程の管理の高度化の内容及び実施時期

第八条第一項第二号を次のように改める。

二 製造過程の管理の高度化の内容及び実施時期

第八条第一項第一項中「施設の整備」を「製造過程の管理の高度化」に改め、「認めるときは」の下に「厚生労働省令・農林水産省令で定めるところにより」を加える。

第三条 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、前条前段の規定による基本方針の変更をしたときは、遅滞なく、附則第一条规定する規定期の施行の際に法第四条第一項の認定を受けている法人に対し、法第五条第一項に規定する認定高度化基準を、この法律の施行の日までに変更すべき旨を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、法第五条第一項の規定による通知とみなす。

(認定業務規程の公示に関する経過措置)

第三条 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、この法律の施行の際に法第十八条第一項の認可を受けている同項に規定する認定業務規程を、この法律の施行の日に、官報に公示するものとする。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第一條 この法律は、公布の日から起算して一月よって国会法第八十三条により送付する。

官報 (号外)

審査報告書

食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十五年六月三日

農林水産委員長 三浦 一水
参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近、食品の安全性を脅かす様々な問題が発生していることからがんがみ、人畜に被害を生ずるおそれがある農畜水産物の生産を防止するため、肥料取締法、薬事法、農業取締法及び畜産伝染病予防法を改正し、生産資材等の適正な使用を確保するための措置等を講じようとするものであり、妥当な措置と認められる。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

法律の整備に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年五月十六日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 倉田 寛之殿

加える。

(小字及び
は衆議院修正)

食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案

食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備○等に関する法律

(肥料取締法の一部改正)

第一条 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「品質」を「品質等」に改め、「取引」の下に「と安全な施用」を、「規格」の下に「及び施用基準」を、「寄与する」の下に「とともに、国民の健康の保護に資する」を加える。

第三条第一項第一号中「及び第五号」を、「第六号及び第七号」に改め、「許される」の下に「植物」とつての「を加え、同項第一号中「次条第一項第三号」の下に「及び第五号」を、「許される」の下に「植物」とつての「を加え、同項第一号中「次条第一項第三号」を、「及び第五号」に改め、「同項第三号」の下に「から第五号まで」に改め、「同項第三号」の下に「から第五号まで」を加える。

第六条第一項第三号中「第四条第一項第三号」の下に「及び第五号」を、「許される」の下に「植物」とつての「を加え、同項第一号中「及び第四条第一項第三号」を、「及び第五号」に改め、「同項第八号を同項第十一号」とし、同項第七号を同項第九号」とし、同号の次に次の「一号」を加える。

第五号を「第七号」に改め、同項ただし書中「受けた普通肥料(第三号)を「受けた普通肥料(第三号)から第五号まで」に改め、同項第一号中「第三号」の下に「から第五号まで」を加え、同項第一号中「もの」の下に「(第四号に掲げるものを除く。)」を加え、同項第三号中「であつて、」の下に「(第五号を同項第七号とし、同項第四号中「前二号」を「前各号」に、「前号」を「前三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

五特定普通肥料であつて、第二号の農林水産省令で定める普通肥料に該当するもの

第四条第二項中「前項第四号」を「前項第六号」に改め、「同項第三号」の下に「から第五号まで」を加える。

第五特定普通肥料であつて、第二号の農林水産大臣は、特定普通肥料について第一項の規定による登録をしようとするとき

第六条第一項第三号中「第四条第一項第三号」の下に「及び第五号」を、「許される」の下に「植物」とつての「を加え、同項第一号中「及び第四条第一項第三号」を、「及び第五号」に改め、「同項第八号を同項第十一号」とし、同項第七号を同項第九号」とし、同号の次に次の「一号」を加える。

第十 特定普通肥料の仮登録にあつては、適用植物の範囲

第六条第一項第六号の次に次の二号を加える。

七 特定普通肥料の登録にあつては、適用植物の範囲

第八条第三項ただし書中「とき」の下に「及び農作物が適用植物の範囲に含まれている特定普通肥料について、申請書に記載された適用植物の範囲及び施用方法に従い当該特定普通肥料を施用する場合に、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されると認められるとき」を加え、同条に次の「一项」を加える。

九 前条第三項の規定は、前項の規定による特定普通肥料の登録について準用する。

第十条に次の二号を加える。

八 農作物が適用植物の範囲に含まれている特定普通肥料にあつては、施用方法

及び残留性に関する栽培試験の成績

第七条第一項ただし書中「ただし」の下に改める。

「調査の結果」を加え、「及び第四条第一項第十三条の次に次の二条を加える。

四 含有している成分である物質が植物に残留する性質以下「残留性」という。)からみて、施用方法によつては、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されるものとして政令で定める普通肥料以下「特定普通肥料」といい、次号に掲げるものを除く。

三号」を「並びに第四条第一項第三号及び第五号」に改め、「調査の結果」を削り、「とき」の下に「農作物が適用植物の範囲に含まれている特定普通肥料については、申請書に記載された適用植物の範囲及び施用方法に従い当該特定普通肥料を施用する場合に、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されると認められるとき」を加え、同条に次の「一项」を加える。

三 農林水産大臣は、特定普通肥料について第一項の規定による登録をしようとするときは、厚生労働大臣及び環境大臣に協議しなければならない。

四 前条第三項の規定は、前項の規定による特定普通肥料の登録について準用する。

第五十条に次の二号を加える。

六 特定普通肥料にあつては、適用植物の範囲

第七条第一項ただし書中「ただし」の下に改める。

八 農作物が適用植物の範囲に含まれている特定普通肥料にあつては、施用方法

第九条に次の二号を加える。

十 調査の結果」を加え、「及び第四条第一項第十三条の次に次の二条を加える。

(申請による適用植物の範囲等の変更の登録又は仮登録)

第十三条の二 特定普通肥料の登録又は仮登録を受けた者は、その登録又は仮登録に係る適用植物の範囲又は施用方法を変更する必要があるときは、農林水産省令で定める事項を記載した申請書、登録証又は仮登録証及び特定普通肥料の見本を農林水産大臣に提出して、変更の登録又は仮登録を申請することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による申請を受けたときは、検査所に申請書の記載事項及び特定普通肥料の見本について調査をさせ、その調査の結果、当該申請に係る適用植物の範囲及び施用方法に従い当該特定普通肥料を使用する場合には、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されると認められるときを除き、遅滞なく、変更の登録又は仮登録をし、かつ、登録証又は仮登録証を書き替えて交付しなければならない。

3 第一項の規定により変更の登録又は仮登録の申請をする者については第六条第二項の規定を、前項の調査については第七条第一項の規定を、前項の規定による変更の登録又は仮登録については第七条第三項の規定を準用す

る。

(職権による施用方法の変更の登録又は仮登録及び登録又は仮登録の取消し)

第十三条の三 農林水産大臣は、現に登録又は仮登録を受けている特定普通肥料が、その登

録又は仮登録に係る適用植物の範囲及び施用方法に従い施用される場合に、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されると認められるに至った場合において、その事態の発生を防止するため必要があるときは、当該特定普通肥料につき、その登録若しくは仮登録に係る施用方法を変更する登録若しくは仮登録をし、又はその登録若しくは仮登録を取り消すことができる。

2 第七条第三項の規定は、前項の規定による変更の登録若しくは仮登録又は登録若しくは仮登録の取消しについて準用する。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により変更の登録若しくは仮登録をし、又は登録若しくは仮登録を取り消したときは、遅滞なく、当該処分の相手方に対し、その旨及び理由を通知し、かつ、変更の登録又は仮登録の場合にあつては変更後の施用方法を記載した登録証又は仮登録証を交付しなければならない。

第十四条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条に次の一号を加える。

五 当該肥料が第四条第一項第四号の規定に基づく政令の改正により新たに特定普通肥料となつたとき。

第十五条に見出しとして「(登録又は仮登録の失効の届出等)」を付し、同条中「又は前条」の下に「(第五号を除く。)」を加え、「受けた者(前条第一号)」を受けていた者(同条第一号)に改め、同条第三項中「すみやかに」を速やかにに改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

2 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定

める者は、遅滞なく、登録証又は仮登録証(第一号に該当する場合には、変更前の施用方法を記載した登録証又は仮登録証)を農林水産大臣又は都道府県知事に返納しなければならない。

一 第十三条の三第一項の規定により変更の登録又は仮登録がされたとき 当該変更に水産大臣又は都道府県知事に返納しなければならない。

二 第十三条の三第一項の規定により登録又は仮登録が取り消されたとき 当該取消しに係る登録又は仮登録を受けていた者

三 前条第五号の規定により登録又は仮登録がその効力を失つたとき 当該失効に係る登録又は仮登録を受けていた者

四 第十六条第一項中「第十四条の規定により登録若しくは仮登録が失効したとき、又は」を「第十三条の三第一項若しくは」に改め、「若しくは仮登録を取り消したとき」の下に「、又は第十四条又は仮登録証を交付しなければならない。

五 第十七条第一項第四号中「第九号まで及び第十一号」を「第十号まで及び第十二号」に改め、同条第三号中「第十一号」を「第十号」に改め

六 第十八条第一項第三号中「第十一号」を「第十号」に改める。

七 第十九条の見出しを「(譲渡等の制限又は禁止)」に改め、同条に次の二項を加える。

八 第二十一条第一項第四号中「第十九号」を「第二十号」に改め、同条に次の二項を加える。

九 第二十二条第一項第六項中「(第十九号)」を「(第十九号)」に改め、同条に次の二項を加える。

一〇 第二十三条第一項第六項において準用する場合を含む。の規定により変更の登録若しくは仮登録をし、又は登録若しくは仮登録を取り消した場合その他の場合において、特定普通肥料を施用することにより、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されることとなる

一 一 第二十三条の三第一項の規定により変更の登録又は仮登録を受けていた者(同条第一号)に改め、同条第三項中「すみやかに」を速やかにに改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

二 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定

第十三条の三第一項の規定により変更の登録又は仮登録をしたときは、当該変更に係る事項を公告しなければならない。

第十七条第一項第三号中「第四条第一項第三号を第十一号とし、第十号を第十一号とし、第十一号を第十二号とし、第十一号を第十一号とし、第十一号を第十二号とし、第八号の次に次の二号を加える。

二 第二十三条の三第一項の規定により変更の登録又は仮登録を受けていた者

三 第二十三条の三第一項の規定により変更の登録又は仮登録を受けていた者

四 第二十三条の三第一項の規定により変更の登録又は仮登録を受けていた者

五 第二十三条の三第一項の規定により変更の登録又は仮登録を受けていた者

六 第二十三条の三第一項の規定により変更の登録又は仮登録を受けていた者

七 第二十三条の三第一項の規定により変更の登録又は仮登録を受けていた者

八 第二十三条の三第一項の規定により変更の登録又は仮登録を受けていた者

九 第二十三条の三第一項の規定により変更の登録又は仮登録を受けていた者

一〇 第二十三条の三第一項の規定により変更の登録又は仮登録を受けていた者

一一 第二十三条の三第一項の規定により変更の登録又は仮登録を受けていた者

一二 第二十三条の三第一項の規定により変更の登録又は仮登録を受けていた者

一三 第二十三条の三第一項の規定により変更の登録又は仮登録を受けていた者

一四 第二十三条の三第一項の規定により変更の登録又は仮登録を受けていた者

一五 第二十三条の三第一項の規定により変更の登録又は仮登録を受けていた者

その譲渡若しくは引渡しを禁止することがで

き。

第二十一条の次に次の二条を加える。

(施用の制限)

第二十一条の二 肥料を施用する者は、特定普通肥料については、保証票が付されているもの(第十九条第二項の規定によりその譲渡又は引渡しが禁止されているものを除く)でなければ、これを施用してはならない。ただし、試験研究の目的で施用する場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

(特定普通肥料の施用の規制)

第二十二条 農林水産大臣は、第四条第一項第四号の規定により特定普通肥料が定められたときは、特定普通肥料の種類ごとに、農林水産省令をもつて、その施用の時期及び方法その他の事項について当該特定普通肥料を施用する者が遵守すべき基準を定めなければならぬ。

第二十三条 農林水産大臣は、必要があると認められる場合には、前項の基準を変更することができない。

第三条 特定普通肥料は、第一項の基準(前項の規定により当該基準が変更された場合には、その変更後の基準)に違反して、施用してはならない。

4 農林水産大臣は、第一項の農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、厚生労働大臣及び環境大臣の意見を聽かなければ

ならない。

第二十九条第一項中「又は肥料」を「肥料」に

改め、「倉庫業者」の下に「又は肥料を施用する者」を、「業務」の下に「又は肥料の施用」を加

え、同条第二項中「農林水産大臣は、第二十二

条の三」を「農林水産大臣は、第十九条第三項、第三十二条の三、第三十一条第四項又は第三十

一条の二」に改め、同条第四項中「又は販売業者」を「若しくは販売業者」に、「又は遵守事項」

を「若しくは遵守事項」に改め、「こと」の下に

「、又は第十九条第一項若しくは第三項若しく

は第三十一条第四項の規定に違反して肥料を譲

渡し、若しくは引き渡していること」を加え

る。

第三十条第一項中「又は肥料の」を「肥料の」

に改め、「倉庫業者」の下に「又は肥料を施用す

る者」を、「車両」の下に「、ほ場」を、「の業務」

の下に「又は肥料の施用」を、「若しくは業務」の

下に「若しくは肥料の施用の状況」を、「帳簿書

類」の下に「その他必要な物件」を加え、同条第

二項中「農林水産大臣は、第二十二条の三」を

「農林水産大臣は、第十九条第三項、第二十二

条の三、第三十一条第四項又は第三十一条の

二」に改め、同条第四項中「又は販売業者」を「若

しくは販売業者」に、「又は遵守事項」を「若しく

は遵守事項」に改め、「こと」の下に「、又は第十

九条第一項若しくは第三項若しくは第三十一条

第四項の規定に違反して肥料を譲渡し、若しく

は引き渡していること」を加える。

第三十二条の二第一項中「車両」の下に「、ほ場」

を、「の業務」の下に「又は肥料の施用」を、「若

しくは業務」の下に「若しくは肥料の施用の状

況」を、「帳簿書類」の下に「その他必要な物件」

を加える。

第三十二条第六項中「第三項を「第四項」に改

め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条

第六項とし、同条第四項中「前二項」を「第二項

及び第三項」に改め、同項を同条第五項とし、

同条第三項の次に次の一項を加える。

4 農林水産大臣は、その定める検査方法に従

い、検査所に肥料を検査させた結果、肥料の

品質が不良となつたため、人畜に被害を生ず

るおそれがある農産物が生産されると認めら

れるに至つた場合において、その事態の発生

を防止するため必要があるときは、当該肥料

の譲渡若しくは引渡し又は施用を制限し、又

は禁止することができる。

第三十二条の次に次の二条を加える。

(回収命令等)

第三十三条第一項中「農林水産大臣は、生産業者、輸入業者又は販売業者が第十九条第一項若し

くは第三項又は前条第四項の規定に違反して

肥料を譲渡し、又は引渡した場合において

当該肥料を施用することにより人畜に被

害を生ずるおそれがある農産物が生産され

ることとなる事態の発生を防止するため必要が

あるときは、これらの者に対し、当該肥料の

回収を図ることその他必要な措置をとるべき

ことを命ぜることができる。

第三十二条中「前条第一項」を「第三十二条第

一項」に改める。

第三十三条第一項中「都道府県知事は」の下に

「、第十三条の三第一項の規定による変更の登

録若しくは仮登録」を加え、「又は引渡し」を「若

しくは引渡し」に、「又は禁止」を「若しくは禁止

又は同条第四項の規定による肥料の譲渡若し

くは引渡し若しくは施用の制限若しくは禁止」

に改め、同条第二項中「第九条第三項」の下に

「、第十三条の三第一項」を加え、「又は同条第

三項」を「、第十三条の三第一項の規定による変

更」に改め、同条第二項中「第九条第三項」

に改め、「禁止」の下に「又は同条第四項の規定

による肥料の譲渡若しくは引渡し若しくは施用

の制限若しくは禁止」を加える。

第三十三条の二「第六項中「及び第二項」を「か

ら第二項まで」に改め、「第十一条、第十三条」

の下に「、第十三条の二」を、「登録外国生産業

者に」の下に「、第十三条の三の規定は第一項の

規定による登録又は仮登録に係る特定普通肥料

に」を加え、「第三十三条の五第一項」と、同項

第四号」を「第三十三条の五第一項」と、同項第

六号」に、「同項第十号」を「同項第十一号」に改

める。

第三十三条の五第一項中第十号を第十一号と

し、第九号を第十号とし、第八号を第九号と

し、第七号の次に次の一号を加える。

八 農林水産大臣が、第三十一条第四項に規

定する検査方法に従い、検査所に第三十三

条の二第一項の規定による登録又は仮登録

を受けた普通肥料を検査させた結果、肥料

の品質が不良となつたため、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されると認められるに至つた場合において、その事態の発生を防止するため、登録外国生産業者に対し、当該肥料の譲渡又は引渡しの制限又は停止を請求したにもかかわらず、当該登録外国生産業者がこれに応じなかつたとき。

第三十三条の五第四項を次のように改める。

4 第三十三条第一項の規定は第三十三条の二第六項において準用する第十三条の二第二項の規定による変更の登録又は仮登録の処分について、第三十三第二項の規定は第三十三条の二第六項において準用する第九条第三項若しくは第十三条の三第一項の規定若しくは第一項の規定による登録若しくは仮登録の取消し又は第三十三条の二第六項において準用する第十三条の三第一項の規定による変更の登録若しくは仮登録の処分に係る聴聞について、第三十四条第一項の規定は第三十三条の二第六項において準用する第十三条の二第一項の規定による変更の登録又は仮登録の申請に対する処分について準用する。

第三十三条の六中「及び第八条第一項」を「、第八条第一項及び第十三条の二第二項」に改め、「立入検査等」の下に「、第三十一条第四項の検査」を加える。

第三十四条第二項中「又は第三十一条第一項」を「、第十三条の二第一項の規定による変更の登録若しくは仮登録の申請に対する処分、第三

十一条第一項」に改め、「除く。」の下に「又は第三十二条の二の規定による命令の処分」を加える。

第三十五条の三第一号中「から第十六条の二まで」を「、第十六号第一項、第二項及び第四项、第十六号の二」に改め、同条第四号中「第三十一条第五項」を「第三十一号第六項」に改め、同条第五号中「第三十一号第五号」に改める。

第三十六条条中「一に」を「いずれかに」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第四号中「第三十一条第三項」の下に「又は第四項」を加え、「又は引渡し」を「若しくは引渡し又は施用」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、同条第一号中「第十九条第一項」の下に「、第二十一条の二、二号」とし、同号の次に次の一号を加える。

三 第十九条第三項の農林水産省令の規定にて、第三十四条第一項の規定は第三十三条の二第六項において準用する第十三条の二第一項に第一号として次の一号を加える。

二 第二十一条の二第三項を加え、同号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 第十九条第三項の農林水産省令の規定にて、第三十四条第一項の規定は第三十三条の二第六項において準用する第十三条の二第一項に第一号として次の一号を加える。

二 第三十六条条(前号に係る部分を除く。)及び第三十七条から第三十九条まで 各本条

した者

第三十七条规定中「一に」を「いずれかに」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、第一号を削り、第三号を第二号とする。

第三十八条条中「一に」を「いずれかに」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第十五号」を「第十五号第一項」に改める。

第三十九条中「一に」を「いずれかに」に、「十万円」を「三十万円」に改める。

第四十条中「又は人に対し」を「に対して次の各号に定める罰金刑を、その人に対し」に改め、同条に次の二号を加える。

一 第三十六条条第一号、第二号(第十九条第二項に係る部分に限る。)、第三号、第四号及び第七号

二 第三十六条条(前号に係る部分を除く。)及び第三十七条から第三十九条まで 各本条

の罰金刑

第四十二条中「第九条第四項」の下に「、第十

五条第二項」を加え、「第三十一条第五項」を「第三十一条第六項」に、「五万円」を「十万円」に改める。

(薬事法の一部改正)

第一条 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十三条の二」を「第八十三条の五」に改める。

二 農林水産大臣は、前項の規定により読み替えて適用される第十四条第一項(第二十三条の二第一項)において準用する場合を含む。若しくは第七項(第十九条の二第二項及び第二十三条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)又は第十九条の二第一項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る医薬品につき前項の規定により読み替えて適用される第十四条第二項第二号(残留性の程度に係る部分に限り、同条第七項、第十九条の二第二項及び第二十三条において準用する場合を含む。)に該当するかどうかについて、厚生労働大臣の意見を聽かなければならない。

第八十三条の二第一項中「専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品」を「動物用医薬品」に、「牛、豚その他の農林水産省令で定める動物以下「対象動物」という。」を「対象動物」に、「その医薬品」を「その動物用医薬品」に改め、同条第二項中「医薬品」を「動物用医薬品」に改め、同条第三項を次のよう改める。

3 農林水産大臣は、前二項の規定による農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、厚生労働大臣の意見を聽かなければならぬ。

第十章中第八十三条の二を第八十三条の四とし、第八十三条の次に次の二条を加える。

(動物用医薬品の製造及び輸入の禁止)

第八十三条の二 前条第一項の規定により読み替えて適用される第十二条第一項の許可(医薬品の製造業に係るものに限る。)を受けた者でなければ、動物用医薬品(専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品をいう。以下同じ。)の製造をしてはならない。

2 前条第一項の規定により読み替えて適用される第二十二条第一項の許可(医薬品の輸入販売業に係るものに限る。)を受けた者でなければ、動物用医薬品の輸入をしてはならない。

3 前二項の規定は、試験研究の目的で使用するため製造又は輸入をする場合(その他の農林水産省令で定める場合には、適用しない。(使用の禁止))

第八十三条の三 何人も、直接の容器又は直接

の被包に第五十条(第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)により規定する事項が記載されている医薬品以外の医薬品を対象動物に使用してはならない。ただし、試験研究の目的で使用する場合その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

第十章に次の二条を加える。

(その他の医薬品の使用の規制)

第八十三条の五 農林水産大臣は、対象動物に使用される蓋然性が高いと認められる医薬品(動物用医薬品を除く。)であつて、適正に使用されるのでなければ対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれのあるものが生産されるおそれのあるものについて、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、農林水産省令で、その医薬品を使用することができる対象動物、対象動物に使用する場合における使用の時期その他の事項に関し使用者が遵守すべき基準を定めることができる。

二一項(第八十三条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者第八十六条第一項第十五号を削る。

(農薬取締法の一部改正)

第三条 農薬取締法(昭和二十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の二条を加える。

(回収命令等)

第九条の一 農林水産大臣は、販売者が前条第一項若しくは第二項又は第十四条第三項の規定に違反して農薬を販売した場合において、当該農薬の使用に伴つて第三条第一項第二号から第七号までの各号のいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要があるときは、その必要な範囲内において、当該販売者に対し、当該農薬の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十三条第一項中「第九条第一項及び第一項の下に「第九条の二」を加える。

第十四条第一項及び第四項中「第一項」の下に「、第九条の二」を加える。

二 前項の基準については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「動物用医薬品」とあるのは「医薬品」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第八十三条の五第一項及び第八十三条の五第二項において準用する第八十三条の四第一項」と読み替えるものとする。

第八十四条に次の二号を加える。

二 環境大臣は、第三条第二項(第十五条の二第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により第三条第一項第四号又は第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聽かなければならない。ただし、当該除草剤の容器又は包装に、当該除草剤を農薬として使用することができない旨の表示をしなければならない。ただし、当該除草剤の容器又は包装にこの項の規定による表示がある場合は、この限りでない。

2 除草剤販売者除草剤の小売を業とする者に限る。(は、農林水産省令で定めるところにより、その販売所ことに、公衆の見やすい場所に、除草剤を農薬として使用することができない旨の表示をしなければならない。

(勧告及び命令)

第十条の四 農林水産大臣は、除草剤販売者が前条の規定を遵守していないと認めるときは、当該除草剤販売者に対し、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による勧告を受けた除草剤販売者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該除草剤販売者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第十三条第一項中「又は農業使用者」を「若しくは農業使用者又は除草剤販売者」に改め、「第十条の二」の下に、「第十条の四」を、「若しくは使用」の下に、「若しくは除草剤」を、「農薬若しくはその原料」の下に、「若しくは除草剤」を加え、「農薬又はその原料」を、「農薬若しくはその原料又は除草剤」に改め、同条第三項中「又は農業使用者」を「若しくは農業使用者又は除草剤販売者」に改め、「若しくは使用」の下に、「若しくは除草剤の販売」を、「農薬若しくはその原料」の下に、「若しくは除草剤」を加え、「農業又はその原料」を、「農業若しくはその原料又は除草剤」に改め、「農業若しくはその原料」を、「農業若しくはその原料又は除草剤」に改め。

第十三条第一項中「並びに」の下に、「第十条の四及び」を加える。

第十三条の四中「第十三条规定第一項」を「第十条の四、第十三条第一項」に改める。

第十六条の三中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は除草剤を輸出するため販売する場合」を加える。

第十九条第一号中「第三号」の下に「(第九条の二)に係る部分に限る。」を加える。

(家畜伝染病予防法の一部改正)

第五条 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

1 目次中「第三条」を「第三条の二」に、「第十二条の二」を「第十二条の四」に改める。

2 農林水産大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告することができる。

(家畜伝染病予防法の一部改正)

第四条 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

1 目次中「第三条」を「第三条の二」に、「第十二条の二」を「第十二条の四」に改める。

第一条第一項の表二十三の項中「家きんペス

ト」を「高病原性鳥インフルエンザ」に改め、同条に次の二項を加える。

3 農林水産大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聽かなければならぬ。

第一章に次の二条を加える。

第二章に次の二条を加える。

第三章に次の二条を加える。

(特定家畜伝染病防疫指針)

第三条の二 農林水産大臣は、家畜伝染病のうち、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして農林水産省令で定めるものについて、検査、消毒、家畜等の移動の制限その他当該家畜伝染病に応じて必要となる措置を総合的に実施するための指針(以下この条において「特定家畜伝染病防疫指針」という。)を作成し、公表するものとする。

2 都道府県知事及び市町村長は、特定家畜伝染病防疫指針に基づき、この法律の規定による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずるものとする。

3 農林水産大臣は、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聽かなければならない。

(勧告及び命令)

第十二条の四 都道府県知事は、家畜の所有者が飼養衛生管理基準を遵守していないと認められたときは、その者に対し、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告することができる。

第十四条第三項を同条第四項とし、同条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第十五条第一号中「第三号」の下に「(第九条の二)に係る部分に限る。」を加える。

第十六条第三項を同条第四項とし、同条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第十七条第一項第一号及び第二号並びに第二十一条第一項第一号中「家きんペスト」を「高病原性鳥インフルエンザ」に改める。

第三十六条の二第三項中「第六十二条」を「第六十二条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、第六十二条第一項中「第六十二条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第六十条第一号及び第六号中「第六十二条」を「第六十二条第一項」に改める。

第六十二条第一項中「限り」の下に、「第三条の二」を加え、同条に次の二項を加える。

2 農林水産大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聽かなければならぬ。

第一章に次の二条を加える。

第二章に次の二条を加える。

第三章に次の二条を加える。

2 農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聞くとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聽かなければならない。

するときは、厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聞くとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聽かなければならない。

第三十六条の二第三項中「第六十二条」を「第六十二条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第六十二条第一項中「第六十二条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第六十条第一号及び第六号中「第六十二条」を「第六十二条第一項」に改める。

第六十二条第一項中「限り」の下に、「第三条の二」を加え、同条に次の二項を加える。

2 農林水産大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聽かなければならぬ。

第一章に次の二条を加える。

第二章に次の二条を加える。

(銅養衛生管理基準)

第十二条の三 農林水産大臣は、政令で定める家畜について、農林水産省令で、当該家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準(以下「銅養衛生管理基準」という。)を定めなければならない。

2 銅養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、当該銅養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならない。

3 農林水産大臣は、銅養衛生管理基準を設定し、改正し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聽かなければならない。

(勧告及び命令)

第十二条の四 都道府県知事は、家畜の所有者が飼養衛生管理基準を遵守していないと認められたときは、その者に対し、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告することができる。

第十六条第三項を同条第四項とし、同条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第十七条第一号中「第三号」の下に「(第九条の二)に係る部分に限る。」を加える。

第十八条第三項を同条第四項とし、同条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第十九条第一号中「第三号」の下に「(第九条の二)に係る部分に限る。」を加える。

第十六条第三項を同条第四項とし、同条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第十七条第一号中「第三号」の下に「(第九条の二)に係る部分に限る。」を加える。

第十八条第三項を同条第四項とし、同条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第十九条第一号中「第三号」の下に「(第九条の二)に係る部分に限る。」を加える。

第十六条第三項を同条第四項とし、同条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第十七条第一号中「第三号」の下に「(第九条の二)に係る部分に限る。」を加える。

第十七条第一項第一号及び第二号並びに第二十一条第一項第一号中「家きんペスト」を「高病原性鳥インフルエンザ」に改める。

第三十六条の二第三項中「第六十二条」を「第六十二条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第六十二条第一項中「第六十二条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第六十条第一号及び第六号中「第六十二条」を「第六十二条第一項」に改める。

第六十二条第一項中「限り」の下に、「第三条の二」を加え、同条に次の二項を加える。

2 農林水産大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聽かなければならない。

第一章に次の二条を加える。

第二章に次の二条を加える。

(銅養衛生管理基準)

第十二条の三 農林水産大臣は、政令で定める家畜について、農林水産省令で、当該家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準(以下「銅養衛生管理基準」という。)を定めなければならない。

2 銅養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、当該銅養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならない。

3 農林水産大臣は、銅養衛生管理基準を設定し、改正し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聽かなければならない。

(勧告及び命令)

第十二条の四 都道府県知事は、家畜の所有者が飼養衛生管理基準を遵守していないと認められたときは、その者に対し、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告することができる。

第十六条第三項を同条第四項とし、同条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第十七条第一号中「第三号」の下に「(第九条の二)に係る部分に限る。」を加える。

第十八条第三項を同条第四項とし、同条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第十七条第一号中「第三号」の下に「(第九条の二)に係る部分に限る。」を加える。

第十八条第三項を同条第四項とし、同条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第十七条第一号中「第三号」の下に「(第九条の二)に係る部分に限る。」を加える。

第十八条第三項を同条第四項とし、同条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第十七条第一号中「第三号」の下に「(第九条の二)に係る部分に限る。」を加える。

第十八条第三項を同条第四項とし、同条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第十七条第一号中「第三号」の下に「(第九条の二)に係る部分に限る。」を加える。

第十七条第一項第一号及び第二号並びに第二十一条第一項第一号中「家きんペスト」を「高病原性鳥インフルエンザ」に改める。

第三十六条の二第三項中「第六十二条」を「第六十二条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第六十二条第一項中「第六十二条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第六十条第一号及び第六号中「第六十二条」を「第六十二条第一項」に改める。

第六十二条第一項中「限り」の下に、「第三条の二」を加え、同条に次の二項を加える。

2 農林水産大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聽かなければならない。

第一章に次の二条を加える。

第二章に次の二条を加える。

(銅養衛生管理基準)

第十二条の三 農林水産大臣は、政令で定める家畜について、農林水産省令で、当該家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準(以下「銅養衛生管理基準」という。)を定めなければならない。

2 銅養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、当該銅養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならない。

3 農林水産大臣は、銅養衛生管理基準を設定し、改正し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聽かなければならない。

(勧告及び命令)

第十二条の四 都道府県知事は、家畜の所有者が飼養衛生管理基準を遵守していないと認められたときは、その者に対し、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告することができる。

第十六条第三項を同条第四項とし、同条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第十七条第一号中「第三号」の下に「(第九条の二)に係る部分に限る。」を加える。

第十八条第三項を同条第四項とし、同条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第十七条第一号中「第三号」の下に「(第九条の二)に係る部分に限る。」を加える。

第十八条第三項を同条第四項とし、同条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第十七条第一号中「第三号」の下に「(第九条の二)に係る部分に限る。」を加える。

第十八条第三項を同条第四項とし、同条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第十七条第一号中「第三号」の下に「(第九条の二)に係る部分に限る。」を加える。

第十八条第三項を同条第四項とし、同条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第十七条第一号中「第三号」の下に「(第九条の二)に係る部分に限る。」を加える。

(肥料等の安全性の確保のための措置)

第六条 農林水産大臣は、肥料、動物用の医薬品、医薬部外品及び医療機器並びに農薬の生産又は製造から販売及び使用に至る一連の国内外における行程におけるあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、肥料、動物用の医薬品、医薬部外品及び医療機器並びに農薬の安全性の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条の規定並びに附則第六条中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七条)号別表第一薬事法(昭和三十五年法律第一百四十五条)の項の改正規定、附則第七条、第九条及び第十条の規定並びに附則第十一条中食品安全基本法(平成十五年法律第二百四十四条)号第二十四条规定並びに同法附則第四条の改正規定は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六条号)附則第一条第一号に定める日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から〇、第四条の規定は公布の日から起算して一年を経過した日から〇施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第三条から第五までの規定による改正後の規定の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(家畜伝染病予防法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前にされた第四条の規定

による改正前の家畜伝染病予防法第二条第一項

の表二十三の項に規定する家きんペストに係る処分、手続その他の行為は、第四条の規定による改正後の家畜伝染病予防法第二条第一項の表二十三の項に規定する高病原性鳥インフルエンザに係る処分、手続その他の行為としてされたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)の項第一号中「から第十六条の二まで」を、「第十六条第一項、第二項及び第四項、十五年法律第二百二十七号)の項第四号中「第三十一条第五項」を「第三十二条第六項」に改め、同表肥料取締法(昭和二十九年法律第二百二十七号)の項第五号中「第三十二条第六項」を「第三十二条第六項」に改め、同表家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第二百六十六号)の項中「第六十二条」を「第六十二条第一項」に改め、同表薬事法(昭和三十五年法律第二百四十五号)の項第二号中

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第三条から第五までの規定による改正後の規定の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第三条 この法律の施行前にされた第四条の規定

(家畜伝染病予防法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前にされた第四条の規定

法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第五十条の二十六第一項中「第八十三条」を「第八十三条第一項」に改める。

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

第八条 食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

(第六条 食料・農業・農村基本法の一部改正)

第四十条第三項中「家畜改良増殖法(昭和二十二年法律第二百九号)」の下に「家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第二百六十六号)」を加える。

(第五条 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

(第六条 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

(第七条 第六十九条の一の規定による命令に違反した者)

第七条 第六十九条の一の規定による命令に違反した者

(第八条 第七十一条第一項の規定による命令に違反し、又は同条第二項の規定による廃棄その他の処分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者)

第八条 第七十一条第一項の規定による命令に違反し、又は同条第二項の規定による廃棄その他の処分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(第九条 第八十四条中第十五号を第十七号とし、第九号から第十四号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の二号を加える)

第九条 第八十四条中第十五号を第十七号とし、第九号から第十四号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の二号を加える。

(第十条 第四十条の二第一項又は第五項の規定に違反した者)

第十条 第四十条の二第一項又は第五項の規定に違反した者

(第十二条 第十九条の二第一項及び第二十三条第一項に改め、同表家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第二百六十六号)の項中「第六十二条第一項」に改め、同表薬事法(昭和三十五年法律第二百四十五号)の項第二号中

(第十三条 第十九条の二第一項及び第二十三条第一項に改め、同表家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第二百六十六号)の項中「第六十二条第一項」に改め、同表薬事法(昭和三十五年法律第二百四十五号)の項第二号中

(第十四条 第十九条の二第一項及び第二十三条第一項に改め、同表家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第二百六十六号)の項中「第六十二条第一項」に改め、同表薬事法(昭和三十五年法律第二百四十五号)の項第二号中

(第十五条 第十九条の二第一項及び第二十三条第一項に改め、同表家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第二百六十六号)の項中「第六十二条第一項」に改め、同表薬事法(昭和三十五年法律第二百四十五号)の項第二号中

(第十六条 第十九条の二第一項及び第二十三条第一項に改め、同表家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第二百六十六号)の項中「第六十二条第一項」に改め、同表薬事法(昭和三十五年法律第二百四十五号)の項第二号中

(第十七条 第十九条の二第一項及び第二十三条第一項に改め、同表家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第二百六十六号)の項中「第六十二条第一項」に改め、同表薬事法(昭和三十五年法律第二百四十五号)の項第二号中

(第十八条 第十九条の二第一項及び第二十三条第一項に改め、同表家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第二百六十六号)の項中「第六十二条第一項」に改め、同表薬事法(昭和三十五年法律第二百四十五号)の項第二号中

(第十九条 第十九条の二第一項及び第二十三条第一項に改め、同表家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第二百六十六号)の項中「第六十二条第一項」に改め、同表薬事法(昭和三十五年法律第二百四十五号)の項第二号中

(第二十条 第十九条の二第一項及び第二十三条第一項に改め、同表家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第二百六十六号)の項中「第六十二条第一項」に改め、同表薬事法(昭和三十五年法律第二百四十五号)の項第二号中

(第二十一条 第十九条の二第一項及び第二十三条第一項に改め、同表家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第二百六十六号)の項中「第六十二条第一項」に改め、同表薬事法(昭和三十五年法律第二百四十五号)の項第二号中

(第二十二条 第十九条の二第一項及び第二十三条第一項に改め、同表家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第二百六十六号)の項中「第六十二条第一項」に改め、同表薬事法(昭和三十五年法律第二百四十五号)の項第二号中

「医薬品の輸入販売業に係るもの」を「第一種医薬品製造販売業許可又は第二種医薬品製造販売業許可」に改める。

第二条中薬事法第八十四条第四号を改め、同条中第十六号を第十八号とし、第九号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の次に二号を加える改正規定を次のように改める。

第八十四条第四号中「第十一条第一項」を「第二十三条の十六第一項又は第四項」に改め、同条中第十七号を第二十一号とし、第十号を第十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

第十七条を第四十九条とする。

第十六条中「第二条の二第一項」を「第三条第一項」に改め、同条を第四十八条とする。

第十五条の七中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改め、第四章中同条を第四十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

(農林水産大臣による検定業務の実施)

第四十七条 農林水産大臣は、第二十七条第一項の登録を受ける者がいないとき、第四十一条の規定による検定の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があったとき、第四十五条の規定により第二十七条第一項の登録を取り消し、又は登録検定機関に対し検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録検定機関が天災その他の事由により検定の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、当該検定の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 農林水産大臣が前項の規定により検定の業務の全部又は一部を自ら行う場合における検定の業務の引継ぎその他の必要な事項については、農林水産省令で定める。

第十五条の六の見出しを「(登録の取消し等)」に改め、同条中「指定検定機関」を「登録検定機関」に、「一に」を「いずれかに」に、「その指定」を「その登録」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 第三十五条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第三十九条、第四十条、第四十一条、第二四十二条第一項又は次条の規定に違反したとき。

第十五条の六第四号中「第一条の四第一項又は第四条第一項の指定」を「第二十七条第一項の登録又はその更新」に改め、同号を同条第五号

とし、同条第三号中「第十五条第二項又は前条を「前二条」に改め、同号を同条第四号」とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

三 正当な理由がないのに第四十二条第一項各号の規定による請求を拒んだとき。

第十五条の六を第四十五条とする。

第十五条の五中「指定検定機関」を「登録検定機関」に、「第十二条第一号から第五号まで」を「第三十六条规定のいづれか」に改め、同条を第四十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

(改善命令)
第十四条 農林水産大臣は、登録検定機関が第三十八条の規定に違反していると認めるときは、その登録検定機関に対し、検定を行うべきこと又は検定の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十五条の二から第十五条の四までを削る。

第十五条第一項中「指定検定機関は、検定の業務の開始前に、農林水産省令で定める事項を内容とする業務規程を定め」を「登録検定機関は、検定の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならぬ。」

2 規格設定飼料製造業者その他の利害関係人は、登録検定機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録検定機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されないときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

2 業務規程には、検定の実施方法、検定に関する料金その他の農林水産省令で定める事項を定めておかなければならない。

第十五条を第四十条とし、同条の次に次の二条を加える。

(業務の休廃止)
第四十一条 登録検定機関は、検定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

第十四条の見出しを「(事業所の変更の届出)」に改め、同条中「指定検定機関は、検定を行なう」とは、農林水産省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

第十四条の見出しを「(事業所の変更の届出)」に改め、「登録検定機関は、検定を行なう事業所の」に改め、「その設置し、廃止し、又はその」を「登録検定機関は、検定を行なう事業所の」に改め、「その設置し、廃止し、又は」を削り、同条を第三十九条とする。

第十三条第一項中「第一条の四第一項又は第二十七条第一項の指定」を「第二十七条第一項の登録」に、「指定検定機関」を「登録検定機関」に、「行うべき」を「行う」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 登録検定機関は、公正に、かつ、第二十七条第一項の農林水産省令で定める検定の方法により検定を行わなければならない。

第十三条を第三十八条とする。

第十二条の見出しを「(登録基準)」に改め、同条中「第二条の四第一項又は第四条第一項の指定の申請が次の各号」を「第三十四条の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべて

に、「と認めるときでなければ、その指定をしては」を「ときは、その登録をしなければ」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、登録に関して必要な手続は、農林水産省令で定める。

れているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法によ

り表示したもののが閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて農林水産省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

第十二条第一号中「農林水産省令で定める機械器具その他の設備」を「分割機、粉碎機、天びん、体積計、抽出装置、電気炉及び分光光度計」に改め、同条第一号中「農林水産省令で定める数」を「人数が検定を行う事業所ごとに二名」に改め、同号に次のように加える。

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十
六号)による大学若しくは高等専門学校
又はこれらに相当する外國の学校におい
て理科系統の正規の課程を修めて卒業し
た者で、その後一年以上分析検査の実務
に従事した経験を有するもの

ロ 学校教育法による高等学校若しくは中
等教育学校又はこれらに相当する外國の
学校において理科系統の正規の学科を修
めて卒業した者で、その後三年以上分析
検査の実務に従事した経験を有するもの

ハ 五年以上分析検査の実務に従事した經
験を有する者

第十二条第三号を次のように改める。

三 登録申請者が、規格設定飼料製造業者に
支配されているものとして次のいずれかに
該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社で
ある場合にあつては、規格設定飼料製造
業者がその親会社(商法(明治三十二年法
律第四十八号)第一百十一条ノ二第一項
の親会社をいう)であること。

ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資
会社にあつては、業務執行権を有する社

員)に占める規格設定飼料製造業者の役
員又は職員(過去二年間に当該規格設定
飼料製造業者の役員又は職員であつた者
を含む)の割合が二分の一を超えている
こと。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代 表権を有する役員)が、規格設定飼料製 造業者の役員又は職員(過去二年間に當 該規格設定飼料製造業者の役員又は職員 である者を含む)であること。

第十二条第四号から第六号までを削り、同条
に次の二項を加える。

2 第二十七条第一項の登録は、検定機関登録
簿に次に掲げる事項を記載してするものとす
る。

一 登録及びその更新の年月日並びに登録番
号

二 登録を受けた者の氏名及び住所(法人に
あつては、その名称、代表者の氏名及び主
たる事務所の所在地)

三 登録を受けた者が検定を行う事業所の所
在地

第十条の見出しを「(登録)」に改め、同条中
「第二条の四第一項又は第四条第一項の指定
は、検定(第二条の四第一項又は第四条第一項
前段)を第二十七条第一項の登録は、同項前
段に、「をいう。以下同じ。」を「(以下この章
において単に「検定」という。)」に改め、同条を
第三十四条とする。

「第四章 指定検定機関」を「第四章 登録檢
定機関」に改める。

第三章中第九条を第三十三条规定する。

第八条第二項中「第二条の二第二項並びに第
三条第四項」を「第三条第二項並びに第二十六条
第四項」に改め、同条を第三十二条とする。

第七条の六中「第七条の二第一項又は第二項
の規定に基づき規格適合表示を付することとの
規定により同条第一項の承認又は
同条第二項の認定」を「登録外國規格設定飼料製
造業者により同条第一項の承認又は
同条第二項の認定」に改め、同条を第三十
一条とする。

第五条から第七条の五までを削る。

第三十七条 第二十七条第一項の登録は、三年
を下らない政令で定める期間ごとにその更新
を受けなければ、その期間の経過によつて、
その効力を失う。

2 前一条の規定は、前項の登録の更新につい
て準用する。

第十一條中「一に」を「いずれかに」に、「第一 二

条の四第一項又は第四条第一項の指定」を「第二
十七条第一項の登録」に改め、同条第一号中「処
分」を「命令の規定」に改め、「違反し」の下に
「罰金以上の」を加え、同条第一号中「第十五条
の六」を「第四十五条」に、「指定」を「登録」に改
め、同条第三号中「その」を「法人であつて、そ
の」に、「第一号に該当する者がある者」を「前
二号のいずれかに該当する者があるもの」に改
め、同条を第三十五条とする。

第二十八条 都道府県及び前条第一項の登録を
受けた者以外の者は、飼料又はその容器若し
くは包装に規格適合表示又はこれと紛らわし
い表示を付してはならない。ただし、規格設
定飼料製造業者(規格設定飼料の製造を業と
する者をいう。以下同じ。)が次条第一項の規
定に基づき、又は外國規格設定飼料製造業者
(外國において本邦に輸出される規格設定飼
料の製造を業とする者をいう。以下同じ。)が
第三十条第二項の規定に基づき当該規格設定
飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表
示を付する場合は、この限りでない。

（規格適合表示の禁止等）

2 都道府県又は前条第一項の登録を受けた者
は、規格設定飼料について同項の検定を行
い、これが公定規格に適合している場合でな
ければ、当該規格設定飼料又はその容器若し
くは包装に規格適合表示を付してはならな
い。

3 規格適合表示の付してある容器又は包装材
料は、その規格適合表示を除去し、又は抹消
した後でなければ再び飼料の容器又は包装
材料として用いてはならない。

(規格設定飼料製造業者の登録等)

第二十九条 規格設定飼料製造業者は、規格設
定飼料の種類に従い、その事業場ごとに、農
林水産大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けた規格設定飼料製造業者
(以下「登録規格設定飼料製造業者」という。)

は、当該登録に係る規格設定飼料を製造したときは、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付することができる。

第七条第二項から第四項まで 第八条から第十二条まで、第十五条、第十九条及び第二十条の規定は第一項の登録に、第十三条、第十四条、第十七条及び第十八条の規定は登録規格設定飼料製造業者に準用する。この場合において、第七条第二項中「前項」とあり、第八条及び第十三条第三項中「前条第一項」とあり、並びに第九条、第十条第一項、第十一條第一項、第十三第三項及び第十八条第四号

第十条第三項において準用する第二十一一条第一項と、第九条第五号、第十条第二項及び第十七条第五号中「第五条第一項」とあるのは、「第二十七条第一項」と、第十二条中「第七条第一項の登録を受けた特定飼料等製造業者（以下「登録特定飼料等製造業者」という。）」とあるのは「登録規格設定飼料製造業者」と、同一条、第十三条第五項及び第二十条中「特定飼料等製造業者登録簿」とあるのは「規格設定飼料製造業者登録簿」と、第十八条第一号中「第五条第一項、第六条第二項若しくは第三項」とあるのは「第二十八条第一項若しくは第三項」と読み替えるものとする。

「中第七条第一項」とあるのは第二十九条第一項」と、第七条第二項第一号及び同項第四号から第六号まで並びに同条第三項、第九条第四号及び第五号並びに第十七条第四号中「特定飼料等の」とあるのは「規格設定飼料の」と、第七条第一項第三号中「特定飼料等」とあるのは「規格設定飼料」と、同項第四号及び同条第四項、第九条第一号、第十条、第十三条第三項並びに第十七条中「特定飼料等製造設備」とあるのは「規格設定飼料製造設備」と、

第三十条 外国規格設定飼料製造業者は、規格設定飼料の種類に従い、その事業場ごとに、農林水産大臣の登録を受けることができる。
前項の登録を受けた外国規格設定飼料製造業者(以下「登録外国規格設定飼料製造業者」という。)は、当該登録に係る規格設定飼料を製造したときは、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付することができる。

第七条第二項第五号及び同条第四項、第九条第二号、第十条、第十三条第三項並びに第十七条中「特定飼料等検査設備」とあるのは「規格設定飼料検査設備」と、第七条第三項、第九条第五号、第十三条第一項及び第十七条中「特定飼料等検査規程」とあるのは「規格設定飼料検査規程」と、第八条第一号中「第十八条又は第二十二条第一項」とあるのは「第二十九条第三項において準用する第十八条又は第三

3 第七条第二項から第四項まで、第八条から第十二条まで、第十五条、第十九条及び第二十条の規定は第一項の登録に、第十三条、第十四条、第十七条、第二十二条並びに第二十八条第一項及び第二項の規定は登録外国規格設定飼料製造業者に準用する。この場合において、第七条第二項中「前項」とあり、第八条、第十三条第三項及び第二十二条第一項第六号中「前条第一項」とあり、並びに第九条、

第十条第一項、第十一項第一項及び第十三条第三項中「第七条第一項」とあるのは「第三十条第一項」と、第七条第二項第二号及び同項第四号から第六号まで並びに同条第三項、第九条第四号及び第五号、第十七条第四号並びに第二十二条第一項第五号中「特定飼料等の」とあるのは「規格設定飼料の」と、第七条第二項第三号中「特定飼料等」とあるのは「規格設定飼料」、同項第四号及び同条第四項、第九条第一号、第十条、第十三条第三項並びに第十七条中「特定飼料等製造設備」とあるのは「規格設定飼料製造設備」と、第七条第二項第五号及び同条第四項、第九条第二号、第十五条第一項及び第十七条中「特定飼料等検査設備」とあるのは「規格設定飼料検査設備」と、第七条第三項、第九条第五号、第十三条第一項及び第十七条中「特定飼料等検査規程」とあるのは「規格設定飼料検査規程」と、第八条第二号中「第十八条又は第二十二条第一項」とあるのは「第二十九条第三項において準用する第十八条又は第三十条第三項において準用する第二十二条第一項」と、第九条第五号、第十条第二項及び第十七条第五号中「第五条第一項」とあるのは「第二十七条第一項」と、第十二条中「第七条第一項の登録を受けた特定飼料等製造業者(以下「登録特定飼料等製造業者」という。)」とあるのは「登録業者登録簿」とあるのは「外国規格設定飼料製造業者登録簿」と、第十七条中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第二十二条第一項第一

号中「第五条第一項、第六条第一項若しくは第三項(前条第三項において準用する場合を含む。)又は前条第三項において準用する第十一条第一項若しくは第四項」とあるのは「第十三条第一項若しくは第六号並びに同条第二項中「前条第三項」であるのは「第三十条第三項」と、同条第一項第五号中「特定飼料等」とあるのは「規格設定飼料」と、「又は特定飼料等」とあるのは「又は規格設定飼料」と、第二十八条第一項中「都道府県及び前条第一項の登録を受けた者以外の者は、飼料」とあるのは「登録外国規格設定飼料製造業者は、本邦に輸出される飼料」と、同条第三項中「飼料」とあるのは「本邦に輸出される飼料」と読み替えるものとする。

第三条第六項中「第一条の二第一項」を「第三条第一項」に改め、同条を第二十六条とする。

第二条の八第一項中「第二条の二第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第四項中「第二条の二第二項」を「第三条第二項」に改め、同項第一号中「第二条第一項」を「第四条第一号」に改め、同項第一号中「第二条第一項又は第二十二条第二項」に改め、同条

料添加物の販売」を「若しくは当該飼料添加物の製造、輸入若しくは販売を禁止し、又は飼料の使用者に対し、当該飼料の使用」に改め、同条を第「十三条とする。

第二条の五の見出しを「(合格の表示等)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「又は前

条第一項の農林水産大臣が指定した者」を削り、「同項」を「前条第一項」に、「第二条の二第一項」を「第三条第一項」に、「場合でなければ」を「ときは」に、前条第一項の表示を付しては」を「前条第一項本文の表示を付きなければ」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 何人も、前項、第十六条第一項又は第二十一条第二項に規定する場合のほか、飼料若しくは飼料添加物又はこれらの容器若しくは包

装に前条第一項本文、第十六条第一項若しくは第二十一条第二項の表示又はこれらと紛らわしい表示を付してはならない。

第二条の五第二項中「前条第一項」を「前条第一項本文、第十六条第一項又は第二十一条第二項の表示を付してはならない。」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の二十六条を加える。

(特定飼料等製造業者の登録)

第七条 特定飼料等製造業者は、農林水産省令で定める特定飼料等の種類に従い、その事業場ごとに、農林水産大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする特定飼料等製造業者は、農林水産省令で定めるところによ

り、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 特定飼料等の種類

三 当該特定飼料等を製造する事業場の名称及び所在地

四 当該特定飼料等の製造のための設備であつて農林水産省令で定めるもの(以下「特定飼料等製造設備」という。)の名称、性能及び数

五 当該特定飼料等の検査のための設備であつて農林水産省令で定めるもの(以下「特定飼料等検査設備」という。)の名称、性能及び数

六 当該特定飼料等の製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織に関する事項であつて農林水産省令で定めるもの

前項の申請書には、当該特定飼料等の検査を行う方法を定める規程(以下「特定飼料等検査規程」という。)、事業場の図面その他の農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。

4 第二項の規定により申請をした特定飼料等製造業者は、当該事業場における特定飼料等製造設備、特定飼料等検査設備、製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織並びに第九条第五号の検査の方法について、農林水産大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、同項の申請書に第十条第二項の検査の方法が第五条第一項の農林水産省令で定める方法に適合していること。

(欠格条項)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十八条又は第二十二条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の基準)

第九条 農林水産大臣は、第七条第一項の登録の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるとときは、登録をしなければならない。

一 特定飼料等製造設備が農林水産省令で定める技術上の基準に適合していること。

二 特定飼料等検査設備が農林水産省令で定める技術上の基準に適合していること。

三 製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織が農林水産省令で定める基準に適合していること。

(検査所による調査)

第十条 特定飼料等製造業者は、第七条第一項の登録の申請に係る事業場における特定飼料等製造設備、特定飼料等検査設備、製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織並びに前条第五号の検査の方法について、検査所の行う調査を受けることができる。

2 検査所は、前項の調査をした事業場における特定飼料等製造設備、特定飼料等検査設備、製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織並びに前条第五号の検査の方法が、それぞれ前条第一号から第三号までの農林水産省令で定める基準及び第五条第一項の農林水産省令で定める方法に適合すると認めるとときは、その旨を示す書面を交付しなければならない。

(登録の更新)

第十一条 第七条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第七条第一項から第四項までの規定及び第八条から前条までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

(特定飼料等製造業者登録簿)

第十二条 農林水産大臣は、第七条第一項の登録を受けた特定飼料等製造業者(以下「登録特定飼料等製造業者」という。)について、特定飼料等製造業者登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。

一 登録及びその更新の年月日並びに登録番号

二 第七条第一項第一号から第三号までに掲

(変更登録等)

第十三条 登録特定飼料等製造業者は、第七条

第二項第四号から第六号までに掲げる事項又

は特定飼料等検査規程を変更しようとすると

きは、農林水産大臣の変更登録を受けなけれ

ばならない。

2 前項の変更登録を受けようとする登録特定

飼料等製造業者は、農林水産省令で定めると

ころにより、変更に係る事項を記載した申請

書その他農林水産省令で定める書類を農林水

産大臣に提出しなければならない。

3 第七条第四項及び第八条から第十条までの

規定は、第一項の変更登録に準用する。この

場合において、第七条第四項中「特定飼料等

製造設備、特定飼料等検査設備、製造管理及

び品質管理の方法並びに検査のための組織並

びに第九条第五号の検査の方法」とあるのは

「変更に係る事項」と、第八条中「前条第一項」

とあり、並びに第九条及び第十条第一項中「第七条第一項」とあるのは「第十三条第一項」

と読み替えるものとする。

4 登録特定飼料等製造業者は、第七条第一項

たときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣

に届け出なければならない。

5 農林水産大臣は、前項の規定による届出を

受理したときは、その届出があつた事項を特

定飼料等製造業者登録簿に登録するものとす

る。

(廃止の届出)

第十四条 登録特定飼料等製造業者は、当該登

録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、そ

の旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

第十五条 登録特定飼料等製造業者が当該登

に係る事業を廃止したときは、当該登録は、

その効力を失う。

(登録の失効)

第十六条 登録特定飼料等製造業者が当該登

録に係る特定飼料等を製造したときは、当該登

録に係る特定飼料等を製造したときは、当該登

録に示す特別な表示が該特定飼料等が登録特定

飼料等製造業者が製造をした特定飼料等であ

ることを示す特別な表示を付することができる。

2 第五条第二項の規定は、前項の表示について

改善命令

第十七条 農林水産大臣は、次に掲げる場合に

は、登録特定飼料等製造業者に対し、特定飼

料等製造設備若しくは特定飼料等検査設備の

修理又は改造、製造管理及び品質管理の方法

並びに検査のための組織の改善、特定飼料等

検査規程の変更その他の必要な措置をとるべき

ことを命ずることができる。

二 特定飼料等検査設備が第九条第二号の農

林水産省令で定める技術上の基準に適合し

ていないと認めるとき。

三 製造管理及び品質管理の方法並びに検査

のための組織が第九条第三号の農林水産省

令で定める基準に適合していないと認める

とき。

四 特定飼料等の検査を第九条第四号の農林

水産省令で定める条件に適合する知識経験

を有する者でない者に行わせたとき又はそ

の数が同号の農林水産省令で定める数に満

たないとき。

五 第九条第五号の検査の方法が第五条第一

項の農林水産省令で定める方法に適合して

いないと認めるとき。

(登録の取消し)

第十八条 農林水産大臣は、登録特定飼料等製

造業者が次の各号のいずれかに該当するとき

は、その登録を取り消すことができる。

一 第四条、第五条第一項、第六条第一項若

しくは第三項又は第十三条第一項若しくは

第四項の規定に違反したとき。

二 第八条第一号又は第三号に該当するに至

つたとき。

三 前条の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により第七条第一項の登録若

しくはその更新又は第十三条第一項の変更

登録を受けたとき。

(登録の消除)

第十九条 農林水産大臣は、登録特定飼料等製

造業者の登録がその効力を失つたときは、そ

の登録を消除しなければならない。

(特定飼料等製造業者登録簿の謄本等)

第二十条 何人も、農林水産大臣に対し、特定

飼料等製造業者登録簿の謄本の交付又は閲覧

を請求することができる。

(外国特定飼料等製造業者の登録等)

第二十一条 外国特定飼料等製造業者は、第七

条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等

の種類に従い、その事業場」として農林水産

大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けた外国特定飼料等製造業

者(以下「登録外国特定飼料等製造業者」とい

う)は、当該登録に係る特定飼料等を製造し

たときは、当該特定飼料等又はその容器若し

くは包装に、当該特定飼料等が登録外国特定

飼料等製造業者が製造をした特定飼料等であ

ることを示す特別な表示を付することができ

る。

3 第七条第一項から第四項まで、第八条から

第十二条まで、第十五条、第十九条及び前条

の規定は第一項の登録に、第六条第二項及び

第三項、第十三条、第十四条、第十六条第二

項並びに第十七條の規定は登録外国特定飼料

等製造業者に準用する。この場合において、

第六条第二項中「何人も」とあるのは「登録外

国特定飼料等製造業者」と、「飼料若しくは

飼料添加物」とあるのは「本邦に輸出される飼

料若しくは飼料添加物」と、同条第三項中「飼

料又は飼料添加物」とあるのは「本邦に輸出さ

れる飼料又は飼料添加物」と、第七条第一項

中「前項」とあり、第八条及び第十三条第三

項第一項、第十一项第一項及び第十三条第三

項中「前項」とあるのは「第二十一条

第一項」と、第十二条中「第七条第一項の登録

を受けた特定飼料等製造業者(以下「登録特

定飼料等製造業者」という)」とあるのは「登録

「外国特定飼料等製造業者」と、同条、第十三条第五項及び前条中「特定飼料等製造業者登録簿」とあるのは「外国特定飼料等製造業者登録簿」と、第十六条第二項中「前項」とあるのは「第二十一一条第一項」と、第十七条中「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

(登録外国特定飼料等製造業者の登録の取消し等)

第二十二条 農林水産大臣は、登録外国特定飼料等製造業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第四条、第五条第一項、第六条第二項若しくは第三項(前条第三項において準用する場合を含む。)又は前条第三項において準用する第十三条第一項若しくは第四項の規定に違反したとき。

二 前条第三項において準用する第八条第一号又は第二号に該当するに至つたとき。

三 前条第三項において読み替えて準用する第十七条の規定による請求に応じなかつたとき。

四 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において登録外国特定飼料等製造業者に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告されたとき。

五 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において、その職員又は検査所に、登録外国特定飼料等製造業者の事業場、倉庫その他特定飼料等の製造の業務に関係があ

る場所において、本邦に輸出される特定飼料等、その原料若しくは材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、関係者に質問をさせ、又は特定飼料等若しくはその原料を試験のため必要な最小量に限り、無償で提供するよう

要請をさせようとした場合において、その検査若しくは要請が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対し答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

六 不正の手段により前条第一項の登録若しくはその更新又は前条第三項において準用する第十三条第一項の変更登録を受けたとき。

七 登録外国特定飼料等製造業者が次項の規定による費用の負担をしないとき。

八 前条第三項において準用する第七条第四項(前条第三項において準用する第十一條第二項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。)及び前項第五号の検査並びに前条第三項において準用する第十条第一項(前条第三項において準用する第十一条第一項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。)の調査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査又は調査を受ける外国特定飼料等製造業者の負担とする。

第一条の四第一項中「前項」を「前項本文」に改め、同条第三項中「第二条の二第一項」を「第三条第二項」に改め、同条を第五条とする。

第一条の三を第四条とし、第一条の二を第三条とする。
(飼料及び飼料添加物の安全性の確保のための措置)
第二条 農林水産大臣は、飼料及び飼料添加物の製造から販売及び使用に至る一連の国内外における行程におけるあらゆる要素が食品安全性に影響を及ぼすおそれがあること(以下「食品安全性」という。)にかかる調査による検査(以下「検査」という。)を実施する。

第三条 新法第二十七条第一項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

一 第二十二条第一項の登録を受けた外国特定飼料等製造業者(外国において本邦に輸出される特定飼料等の製造を業とする者をいう。以下同じ。)が製造した特定飼料等であつて、同条第二項の表示が付されているもの。

二 第二十二条第一項の登録を受けた外國特

ただし、次に掲げる特定飼料等については、この限りでない。

一 第七条第一項の登録を受けた特定飼料等製造業者(特定飼料等の製造を業とする者をいう。以下同じ。)が製造した特定飼料等であつて、同条第二項の表示が付され

ているもの。

(施行前の準備)

第三条 新法第二十七条第一項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新法第四十条第一項の規定による業務規程の届出についても、同様とする。

第四条 この法律の施行前に求められた(第一條の規定による改正前の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(以下「旧法」という。)第二条の四第一項の規定による検定(同項の指定を受けた者が行う検定に限る。)であつて、この法律の施行の際、合格又は不合格の処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行前に求められた旧法第四条第一項の規定による検定(検査所が行う検定に限る。)であつて、この法律の施行の際、公定規格に適合するかどうかの判定がなされていないものについての処分については、なお従前の例によ

る。この法律の施行前に求められた旧法第四条第一項の規定による表示に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の飼料

(検討)

第五条 この法律の施行前に旧法第二条の四第一項の規定により同項の指定を受けた者が行う検定を受けて付された表示(前条第一項の規定による処分の結果に基づいて付された表示を含

む)は、新法第五条第一項本文の規定により付された表示とみなす。

(規格設定飼料の検定を行う指定検定機関に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項の指定を受けている者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から六月を経過する日までの間は、新法第二十七条第一項の登録を受けているものとみなす。その者がその期間内に新法第三十四条の登録の申請をした場合において、その申請に係る処分があるまでの間も、同様とする。

(規格設定飼料の製造業者等に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に旧法第四条第二項の規定に基づき検定に関する業務の一部規格適合表示を付することを含む。以下同じ。)を行っている規格設定飼料の製造業者(新法第二十九条第一項の登録を受けた者を除く。以下同じ。)の条において同じ。)については、施行日から一年を経過する日までの間は、旧法第七条の二第一項若しくは新法第三十条第一項の登録を受けた者を除く。以下この条において同じ。)については、施行日から一年を経過する日までの間は、旧法第七条の二から第七条の五まで、第二十四条及び第二十五条の三(これらの規定に係る罰則を含む。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第七条の二第一項中「検査所又は第四条第一項の農林水産大臣が指定した者」とあるのは、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する○法律(平成十五年法律第号。以下「改正法」といいう。)附則第六条の規定により改正法による改正後の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二十七条第一項の登録を受けているものとみなされた者(その者が引き続き同項の登録を受けた場合を含む。)と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項の規格設定飼料の製造業者及び前項の規格設定飼料に係る外国製造業者に対する新法第二十八条第一項ただし書の規定の適用について、同項ただし書中「次条第二項」とあるのは、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する○法律(平成十五年法律第号。以下「改正法」という。)附則第六条の規定により改正法による改正後の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二十七条第一項の登録を受けた者」とあるのは、「都道府県又は飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する○法律(平成十五年法律第号。以下「改正法」という。)附則第六条の規定により改正法による改正後の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する○法律(平成十五年法律第号。以下「改正法」という。)附則第六条の規定により改正法による改正後の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二十七条第一項の登録を受けた者

録を受けているものとみなされた者(その者が引き続き同項の登録を受けた場合を含む。)とされたりの表示とみなす。

(規格設定飼料の検定を行う指定検定機関に関する経過措置)

2 この法律の施行の際現に旧法第七条の二第一項の規定に基づき検定に関する業務の一部を行っている規格設定飼料に係る外国製造業者(新法第三十条第一項の登録を受けた者を除く。以下この条において同じ。)については、施行日から一年を経過する日までの間は、旧法第七条の二から第七条の五まで、第二十四条及び第二十五条の三(これらの規定に係る罰則を含む。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第七条の二第一項若しくは第二項」としては、

第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法○(第条の規定による改正前の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(以下「旧法」という。)第四条第二項若しくは第五条第一項」と、「第三十条第二項」とあるのは「改正法附則第七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七条の二第一項若しくは第二項」としては、

第七条の四において準用する旧法第五条第二項及び第三項(これらの規定に係る罰則を含む。)の規定は、施行日から一年を経過する日後も、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令

4 第二項の規格設定飼料に係る外国製造業者により付された表示についての新法第三十一条ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「登録外国規格設定飼料製造業者によりその登録」とあるのは、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する○法律(平成十五年法律第号。以下「改正法」といいう。)附則第六条の規定により改正法による改正後の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二十七条第一項の登録を受けているものとみなされた者(その者が引き続き同項の登録を受けた場合を含む。)と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令

5 第一項の規格設定飼料の製造業者及び前項の規格設定飼料に係る外國製造業者に対する新法第二十八条第一項ただし書の規定の適用について、同項ただし書中「次条第二項」とあるのは、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する○法律(平成十五年法律第号。以下「改正法」という。)附則第六条の規定により改正法による改正後の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二十七条第一項の登録を受けた者」とあるのは、「都道府県又は飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する○法律(平成十五年法律第号。以下「改正法」という。)附則第六条の規定により改正法による改正後の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二十七条第一項の登録を受けた者

て、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 この法律の施行前に旧法第七条の二第一項の規定により規格適合表示が付された規格設定飼料(第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条第二項の規定により規格適合表示が付されたものを含む。)については、旧法

5 この法律の施行前に旧法第五条第一項の規定により規格適合表示が付された規格設定飼料(第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条第一項の規定により規格適合表示が付されたものを含む。)については、同条第二項及び第三項(これらの規定に係る罰則を含む。)の規定は、施行日から一年を経過する日後も、なおその効力を有する。この場合において

第九条 この法律の施行前に旧法又は旧法に基づく命令の規定によってして処分、手続その他の行為であって、新法又は新法に基づく命令の規定に相当の規定があるものは、新法又は新法に基づく命令の相当の規定によってしてしたものとみ

(罰則の適用に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十二条 附則第三条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(地方税法の一部改正)

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第五十一項中「第十八条第一項」を「第五十条第一項」に改める。

(独立行政法人肥飼料検査所法の一部改正)

第十四条 独立行政法人肥飼料検査所法(平成十一年法律第二百八十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条 第二項第三号中「指定検定機関」を「登録検定機関」に、同項第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査を行うこと。

第十条第二項第二号中「第二十一条の一第一項」を「第五十七条第一項」に改める。

(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部改正)

第十四条 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成二年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「第十八条第一項又は」を

「第五十条第一項又は」に、「第二条の二第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第二項中「第八条第一項又は」を「第五十条第一項又は」に、

「第十八条第四項」を「第五十条第四項」に改め、同条第三項中「第十八条第一項」を「第五十条第四項」に改め、同条第四項中「第十八条第四項」を「第五十条第四項」に改める。

同条第三項中「第十八条第一項」を「第五十条第四項」に改め、同条第四項中「第十八条第四項」を「第五十条第四項」に改める。

理、と畜者・販売業者・特定料理提供業者による牛の個体識別番号の表示義務等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

(目的)

第一条 この法律は、牛の個体の識別のための情報の適正な管理及び伝達に関する特別の措置を講ずることにより、牛海綿状脳症のまん延を防止するための措置の実施の基礎とするとともに、牛肉に係る当該個体の識別のための情報の提供を促進し、もって畜産及びその関連産業の健全な発展並びに消費者の利益の増進を図ることを目的とする。

本法施行のため、特に費用を要しない。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

本法施行のため、特に費用を要しない。

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案

第一条 この法律は、牛の個体の識別のための情報の管理及び伝達に関する特別の措置を講ずることにより、牛海綿状脳症のまん延を防止するための措置の実施の基礎とするとともに、牛肉に係る当該個体の識別のための情報の提供を促進し、もって畜産及びその関連産業の健全な発展並びに消費者の利益の増進を図ることを目的とする。

(目的)

第一条 この法律は、牛の個体の識別のための情報の管理及び伝達に関する特別の措置を講ずることにより、牛海綿状脳症のまん延を防止するための措置の実施の基礎とするとともに、牛肉に係る当該個体の識別のための情報の提供を促進し、もって畜産及びその関連産業の健全な発展並びに消費者の利益の増進を図ることを目的とする。

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案

該牛の個体識別番号、譲受け等の相手方の氏名又は名称及び当該譲受け等の年月日、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

(変更の届出)

第十二条 前条に規定する場合のほか、牛個体識別台帳に記録されている事項に変更があつたときは、当該牛の管理者は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(死亡)、とさつ及び輸出の届出)

第十三条 牛が死亡(とさつによる死)を除く。したときは、当該牛の管理者は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、当該牛の個体識別番号、死亡の年月日その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 牛をとさつした者(以下「と畜者」という。)は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、当該牛の個体識別番号、とさつの年月日、譲受け等の相手方の氏名又は名称その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 牛を輸出した者(以下「輸出者」という。)は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、当該牛の個体識別番号、輸出の年月日、譲受け等の相手方の氏名又は名称その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

第四章 特定牛肉の表示等
(と畜者による個体識別番号の表示等)
第十四条 と畜者は、牛をとさつした後、当該と

さつした牛から得られた特定牛肉を他の者に引き渡すときは、当該特定牛肉に当該牛の個体識別番号を表示しなければならない。

二 農林水産省令で定める頭数以下の牛から得られた特定牛肉であること。

2 と畜者は、前項の規定による個体識別番号の表示に代えて、個体識別番号以外の番号又は記号で牛の個体を識別することができるものを表示することができる。この場合には、と畜者は、特定牛肉の引渡しを受ける者に対し、当該番号又は記号に対応する牛の個体識別番号を明らかにした書面を交付しなければならない。

3 と畜者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、特定牛肉の引渡しの相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものにより提供することができる。この場合においては、当該と畜者は、当該書面を交付したものとみなす。

(販売業者による個体識別番号の表示等)
第十五条 販売業者は、特定牛肉の販売をして農林水産省令で定めるところにより提供することができる。この場合においては、当該と畜者は、当該書面を交付したものとみなす。
(特定料理事業者による個体識別番号の表示等)
第十六条 特定料理事業者は、特定料理(特定牛肉を主たる材料とするものに限る。以下同じ。)の提供をするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該特定料理又はその店舗の見やすい場所に、当該特定牛肉に係る牛の個体識別番号を表示しなければならない。

2 前項の場合においては、販売業者は、一の特定牛肉について一の個体識別番号を表示しなければならない。ただし、次に掲げる要件のいずれにも該当する特定牛肉の販売をするときは、

一 いづれの牛から得られたものであるかを識別することができる。
二 の特定牛肉について二以上の個体識別番号を表示することができる。

別することが困難な特定牛肉であること。

二 農林水産省令で定める頭数以下の牛から得られた特定牛肉であること。

3 第一項の場合においては、販売業者は、農林水産省令で定めるところにより、個体識別番号の表示に代えて、荷印番号(個体識別番号以外の番号又は記号で個体識別番号に対応するもの)を表示する。以下この条において同じ。)を表示することができる。

4 前項の場合には、販売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その氏名又は名称を併せて表示するとともに、当該特定牛肉の販売の相手方、消費者その他の者の求めに応じ、当該荷印番号に対応する個体識別番号を明らかにしなければならない。ただし、他の者が定めた荷印番号を表示する場合において、農林水産省令で定めるところにより、当該他の者の氏名又は名称を表示したときは、この限りでない。

第五章 牛肉を主たる材料とする特定料理の提供

同条第三項中「販売業者」とあるのは「特定料理提供業者」と、同条第四項中「販売業者」とあるのは「特定料理提供業者」と、「当該特定牛肉の販売の相手方、消費者」とあるのは「当該特定料理の提供の相手方」と読み替えるものとする。

六

第十七条 と畜者、販売業者及び特定料理事業者は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿(磁気ディスクをもって調製するものを含む。以下同じ。)を備え、特定牛肉の引渡し若しくは販売又は特定料理の提供に関し農林水産省令で定める事項を記載し、又は記録し、これを保存しなければならない。

(勧告及び命令)
第十八条 農林水産大臣は、と畜者が第十四条第一項又は第二項の規定を遵守していないと認めるときは、当該と畜者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

七 農林水産大臣は、販売業者が第十五条第一項、第二項又は第四項の規定を遵守していないと認めるときは、当該販売業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 農林水産大臣は、特定料理提供業者が第十六条第一項又は同条第二項において読み替えて準用する第十五条第一項若しくは第四項の規定を遵守していないと認めるときは、当該特定料理提供業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

八 農林水産大臣は、前項に規定する勧告を受けることと畜者、販売業者又は特定料理提供業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「販売業者」とあるのは「特定料理提供業者」と、「特定牛肉」とあるのは「特定料理」と、「特定牛肉の販売」とあるのは「特定

4 農林水産大臣は、前三項に規定する勧告を受けたと畜者、販売業者又は特定料理提供業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を

とらなかつたときは、当該と畜者、販売業者又は特定料理提供業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第五章 雜則

(報告及び検査)

第十九条 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、牛の管理者、輸入者若しくは輸出者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に当該牛の管理者、輸入者若しくは輸出者の事務所、事業場その他の場合に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができ。

2 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるとときは、と畜者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に当該と畜者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができ。

3 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるとときは、厚生省のうち政令で定める事務の全部又は一部を行なう。

第二十一条 農林水産大臣は、独立行政法人家畜改良センターに、第二章及び第三章に規定する事務のうち政令で定める事務の全部又は一部を行なう。

(関係行政機関等の協力)

第二十二条 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、厚生省労働大臣その他の関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。

(経過措置)

第二十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令

第一項第一項の規定は、前項の届出について準用する。

4 既存牛に関する第三条第一項の規定の適用については、同項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項(第四号及び第五号に掲げる事項を除く。)」と、同項第一号中「出生又は輸入の年月日」とあるのは「附則第一条第二項の規定による届出の年月日」と、同項第六号中「年月日」とあるのは「年月日(この法律の施行の際における管理者については、その旨)」と、同項第七号中「年月日」とあるのは「年月日(この法律の施行の際における飼養施設については、その旨)」とする。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第

四章、第十九条第三項並びに第二十三条第三号(第十八条第四項に係る部分に限る。)、第四号及び第五号(第十九条第三項に係る部分に限る。)の規定は、公布の日から起算して一年六月前二項の規定により立入検査、質問又は集取

をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査、質問及び集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6 第一項から第三項までに規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

(独立行政法人家畜改良センターへの委任)

第七条 第二項若しくは第三項又は第十条の規定に違反した者

三 第九条第四項又は第十八条第四項の命令に違反した者

四 第十七条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかった者

五 第十九条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、これらの規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

六 第十九条第一項の規定は、前項の届出について既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

7 既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

8 第九条第一項の規定は、前項の届出について既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

9 第九条第一項の規定は、前項の届出について既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

10 第九条第一項の規定は、前項の届出について既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

11 第九条第一項の規定は、前項の届出について既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

12 第九条第一項の規定は、前項の届出について既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

13 第九条第一項の規定は、前項の届出について既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

14 第九条第一項の規定は、前項の届出について既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

15 第九条第一項の規定は、前項の届出について既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

16 第九条第一項の規定は、前項の届出について既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

17 第九条第一項の規定は、前項の届出について既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

18 第九条第一項の規定は、前項の届出について既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

19 第九条第一項の規定は、前項の届出について既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

20 第九条第一項の規定は、前項の届出について既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一 第八条又は第十一條から第十三条までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、関係機関に提出しなければならない。

二 第九条第二項若しくは第三項又は第十条の規定に違反した者

三 第九条第四項又は第十八条第四項の命令に違反した者

四 第十七条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかった者

五 第十九条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、これらの規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

六 第九条第一項の規定は、前項の届出について既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

七 第九条第一項の規定は、前項の届出について既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

八 第九条第一項の規定は、前項の届出について既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

九 第九条第一項の規定は、前項の届出について既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

十 第九条第一項の規定は、前項の届出について既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

十一 第九条第一項の規定は、前項の届出について既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

十二 第九条第一項の規定は、前項の届出について既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

十三 第九条第一項の規定は、前項の届出について既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

十四 第九条第一項の規定は、前項の届出について既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

十五 第九条第一項の規定は、前項の届出について既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

十六 第九条第一項の規定は、前項の届出について既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

十七 第九条第一項の規定は、前項の届出について既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

十八 第九条第一項の規定は、前項の届出について既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

十九 第九条第一項の規定は、前項の届出について既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

二十 第九条第一項の規定は、前項の届出について既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

二十一 第九条第一項の規定は、前項の届出について既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

二十二 第九条第一項の規定は、前項の届出について既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

二十三 第九条第一項の規定は、前項の届出について既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

二十四 第九条第一項の規定は、前項の届出について既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

官 報 (号 外)

た牛に関する第三条第一項及び第八条第一項の規定の適用については、第三条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項(第四号に掲げる事項を除く。)」と、第八条第一項中「雌雄の別、母牛の個体識別番号」とあるのは「雌雄の別」とする。

第四章の規定(これらの規定に係る罰則を含む)は、適用しない。

五条 附則第二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下
の罰金に処する。

(罰則)

(検討)

第六条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定めることとする。

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(独立行政法人畜改良センター法の一部改正)

第八条 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

本件は農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務及び主要食糧事務等の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置（名称、位置及び管轄区域）について、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、国会の承認を求めるとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本件施行のため、別に費用を要しない。

設置に関し承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

農林水産委員長 三浦
参議院議長 倉田 寛之殿
要領書

審査報告書
地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関する承認を求めるの件
右は多數をもつて承認すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

第十条第一項に次の二号を加える。

三 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成十五年法肆)

平成十五年五月十六日

衆議院議長 綿貫民輔

神奈川農政事務所

横浜市
神奈川県

名 称	位 置	管轄区域
青森農政事務所	青森市	青森県
岩手農政事務所	盛岡市	岩手県
秋田農政事務所	秋田市	秋田県
山形農政事務所	山形市	山形県
福島農政事務所	福島市	福島県
茨城農政事務所	水戸市	茨城県
栃木農政事務所	宇都宮市	栃木県
群馬農政事務所	前橋市	群馬県
千葉農政事務所	千葉市	千葉県
東京農政事務所	東京都	東京都

高知農政事務所	愛媛農政事務所	香川農政事務所	徳島農政事務所	山口農政事務所	広島農政事務所	島根農政事務所	鳥取農政事務所	和歌山農政事務所	奈良農政事務所	兵庫農政事務所	大阪農政事務所	滋賀農政事務所	三重農政事務所	岐阜農政事務所	福井農政事務所	富山農政事務所	新潟農政事務所	静岡農政事務所	長野農政事務所	山梨農政事務所	神奈川農政事務所	横浜市	神奈川県
高知市	松本市	高松市	徳島市	山口市	広島市	島根県	鳥取県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	滋賀県	三重県	岐阜市	福井市	富山市	新潟市	静岡市	長野市	山梨県	神奈川県	横浜市	神奈川県
高知県	愛媛県	香川県	徳島県	山口県	広島県	島根県	鳥取県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	滋賀県	三重県	岐阜県	福井県	富山県	新潟県	静岡県	長野県	山梨県	神奈川県	横浜市	神奈川県

官報(号外)

国家公務員等の任命に関する件「預金保険機構監事(中嶋敬雄君)、労働保険審査会委員(白井康正君)及び中央社会保険医療協議会委員(村田幸子君)」

賛成者氏名

阿南 一成君	阿部 正俊君	岸 二三〇名	北岡 秀二君
愛知 治郎君	青木 幹雄君	市川 世耕	小林 小泉
荒井 正吾君	有馬 朗人君	月原 清水	小林 寶生君
有村 治子君	泉 信也君	竹山 陣内	鴻池 練三君
市川 一朗君	入澤 肇君	田浦 達雄君	佐藤 昭郎君
岩井 國臣君	岩城 光英君	田村 公平君	佐藤 滋宣君
岩永 浩美君	上杉 光弘君	大島 啓雄君	齊藤 祥肇君
小野 清子君	大島 慶久君	西銘順志郎君	佐藤 鴻池
太田 厚君	太田 つや子君	仲道 俊哉君	江田 小林
太田 豊秋君	河本 金田	中曾根弘文君	山下 大塚
加治屋義人君	柏村 加藤	鶴保 唐介君	山下 青木
加納 時男君	岡田 紀文君	月原 茂皓君	山下 岩本
景山俊太郎君	河本 宏一君	谷川 弘成君	山下 池口
片山虎之助君	河本 宏一君	田中 道三君	山下 朝日
龜井 郁夫君	河本 宏一君	武見 敬三君	山下 吉村
木村 仁君	河本 宏一君	段本 幸男君	山下 吉田
		鈴木 政二君	山下 吉村

平成十五年六月四日 參議院會議錄第二十九号

投票者氏名

森元 森下	溝手 松山	松田 真鍋	藤井 野沢	仲道 伸道	竹山 月原	谷川 月原	田浦 田原	田村 田中	大島 田中	山東 佐藤	清水 鳴池	山下 佐藤	小林 小泉	鴻池 查掛	北岡 秀二君
恒雄君 博之君	顯正君 紀文君	基之君	芳正君 太三君	茂皓君 俊哉君	裕君 秀善君	裕君 裕君	直君 善三君	直君 道三君	喜子君 勝雄君	裕君 達雄君	喜子君 滋宣君	裕君 祥肇君	喜子君 顯雄君	喜子君 須君	喜子君 喬君

森山 森山	次夫君 裕君	三浦 宮崎	三藏君 松村	保坂 服部	野間 三郎君	太三君 太三君	太三君 起君	吉宏君 西田	爽君 中原	義雄君 中川	裕君 常田	一良君 関谷	嘉子君 権名	久世 公堯君	
裕君 龍二君	秀樹君 一水君	龍二君	秀樹君	一郎君	一郎君	芳正君 太三君									

円 より子君	峰崎 松井	高橋 谷林	千葉 增君	佐藤 空君	佐藤 雄平君	佐藤 勝介君	小林 元君	川橋 北澤	川橋 勝也君	江田 小川	江田 小川	江田 若林	江田 久世	江田 矢野	
	堀 藤井	谷林 棚井	千葉 佐藤	充君 空君	雄平君 勝介君	雄平君 北澤	元君 小川	元君 小川	元君 小川	元君 小川	元君 小川	元君 小川	元君 小川	元君 小川	元君 小川

峰崎 直樹君	中原 千葉	大島 高嶋	佐藤 齋藤	佐藤 與石	郡司 木俣	郡司 佳丈君	郡司 木俣	郡司 江本							
直樹君 孝治君	利和君 利和君	正行君 邦雄君	良充君 博之君	勁君 道夫君	彰君 道夫君	彰君 木俣	彰君 木俣	彰君 江本							

森 ゆうこ君	吉岡 大江	西山登紀子君	西山登紀子君	吉岡 大江	小池 大門実紀史君	佐藤 大門実紀史君									
広野ただし君	高橋紀世子君	高橋紀世子君	高橋紀世子君	吉岡 康弘君	吉岡 吉岡	吉岡 吉典君									

山本 正和君	西岡 平野	吉岡 平野	吉岡 平野	吉岡 平野	吉岡 大江										
正和君 平野	康弘君 平野	吉典君 平野													

官 報 (号 外)

渡辺 秀央君	大田 昌秀君	福島 瑞穂君	又市 征治君	黒岩 宇洋君	西川きよし君
田 英夫君	大渕 絹子君	中村 敦夫君	本岡 昭次君	渕上 貞雄君	大脇 雅子君
橋本 聖子君	一 名				
反対者氏名					
賛成者氏名	阿南 一成君	阿部 正俊君	青木 幹雄君	有馬 朗人君	大仁田 厚君
	愛知 治郎君	正吾君	泉 信也君	岩城 光英君	太田 豊秋君
	荒井 有村	治子君	入澤 肇君	上杉 光弘君	大田 加治屋義人君
	市川 岩井	一朗君	大島 慶久君	岡田 広君	加納 時男君
	岩永 小野	國臣君	大野つや子君	狩野 紀文君	景山俊太郎君
	浩美君 清子君	治子君	慶久君	安君	片山虎之助君
	大仁田 厚君	一朗君	光弘君	武昭君	龜井 郁夫君
	太田 豊秋君	國臣君	大野つや子君	金田 勝年君	河本 英典君
	大田 加治屋義人君	治子君	慶久君	武昭君	
	加納 時男君	厚君	光弘君	勝年君	
	景山俊太郎君	國臣君	大野つや子君	英典君	
	片山虎之助君	治子君	慶久君		
	龜井 郁夫君	厚君	光弘君		

木村	仁君	岸	宏一君
北岡	秀二君	久世	公堯君
沓掛	哲男君	国井	正幸君
小泉	顯雄君	小斎	平敏文君
小林	温君	平	泰三君
鴻池	祥肇君	佐藤	博子君
佐藤	昭郎君	佐々木	知子君
斎藤	滋宣君	斎藤	十朗君
山東	昭子君	清水	嘉与子君
陣内	達雄君	田中	直紀君
清水	達雄君	鈴木	政二君
世耕	孝雄君	閑谷	勝嗣君
田浦	弘成君	田中	段本
竹山	裕君	田村	幸男君
田村	公平君	武見	敬三君
谷川	秀善君	常田	享詳君
月原	茂皓君	中島	真人君
鶴保	庸介君	中原	義雄君
中島	啓雄君	西田	吉宏君
中曾根	弘文君	野上	浩太郎君
仲道	俊哉君	野間	芳正君
西銘	順志郎君	橋本	聖子君
野沢	太三君	林	基之君
南野	知恵子君	松田	岩夫君
服部	三勇雄君	藤井	真鍋
福島	啓史郎君	保坂	三藏君
松谷	蒼一郎君	木村	仁君

直嶋	正行君	中島	章夫君
長谷川	清君	羽田雄一郎君	平田 健二君
信田	邦雄君	福山 哲郎君	藤原 正司君
廣中和歌子君		本田 良一君	円 より子君
藤井 俊男君		篠瀬 進君	
堀 利和君		山下八洲夫君	
松井 孝治君		山本 孝史君	
峰崎 直樹君		魚住裕一郎君	
柳田 稔君		木庭健太郎君	
山根 隆治君		日笠 勝之君	
和田ひろ子君		福本 潤一君	
荒木 清寛君		森本 晃司君	
加藤 修一君		山下 栄一君	
草川 昭三君		井上 保君	
遠山 清彦君		池田 幹幸君	
沢 たまき君		岩佐 恵美君	
統 訓弘君		大沢 辰美君	
弘友 和夫君		小池 晃君	
松 あきら君		大門実紀史君	
山口那津勇君			
浜四津敏子君			
浜田卓一郎君			
鶴岡 洋君			
白浜 一良君			
風間 肇君			
魚住裕一郎君			
木庭健太郎君			
日笠 勝之君			
福本 潤一君			
森本 晃司君			
山下 栄一君			
井上 保君			
池田 幹幸君			
岩佐 恵美君			
大沢 辰美君			
小池 晃君			
大門実紀史君			

反対者氏名

名

日程第二 住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院交付)

贊成者氏名

一九二名

阿南
一成君
阿部
正俊君

卷之三

有村治子君
泉信也君

市川一朗君入澤肇君

岩井國品君 岩城光英君

魚住 汎英君 小野 清子君

大島 慶久君 大仁田 厚君

太田 豊秋看
大野二谷子君

加藤
紀文君

狩野 安君 景山俊太郎君

梅村
武昭君
片山虎之助君

卷之三

岸 宏一君
北岡 秀二君

久世公堯君沓掛哲男君

國井正季君
八音五故文君
八林
小泉
足立君

後藤 博子君

佐々木知子君
佐藤 昭郎君

佐藤泰三君
齊藤滋宣君

山下	英利君	力君	裕君	森山	森田	次夫君	秀樹君	宮崎	三浦	龍二君	松村	保坂	福島啓史郎君	福島	野沢	太三君	中曾根弘文君	仲道	俊哉君	鶴保	庸介君	月原	茂皓君	谷川	秀善君	竹山	裕君	田浦	公平君	直君	世耕	弘成君	達雄君	昭子君	山東	清水	達雄君	斎藤
----	-----	----	----	----	----	-----	-----	----	----	-----	----	----	--------	----	----	-----	--------	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	----	-----	-----	-----	----	----	-----	----

桜井	清水	椎名	一保君
新君	嘉吉子君	鈴木	政二君
	閑谷	勝嗣君	
	田中	直紀君	
	田村耕太郎君	武見	敬三君
		段本	幸男君
		常田	享詳君
		中川	義雄君
		中島	真人君
		中原	爽君
		西田	吉宏太郎君
		野間	赳君
		橋本	聖子君
		林	芳正君
		藤井	基之君
		真鍋	賢二君
		松田	岩天君
		松山	政司君
		溝手	顯正君
		森下	博之君
		森元	恒雄君
		矢野	哲朗君
山下	正昭君	善彦君	

山本	一太君	吉村剛太郎	脇 雅史君
池口	修次君	朝日 俊弘君	脇 雅史君
岩本	司君	江田	朝日 俊弘君
大塚	耕平君	小川	勝也君
勝木	健司君	川橋	幸子君
北澤	俊美君	小林	元君
佐藤	泰介君	佐藤	雄平君
高橋	亮君	櫻井	千秋君
鈴木	寛君	佐藤	昭光君
千秋君		佐藤	正昭君
内藤		谷林	正昭君
中島		ブルキン	マルティ君
平田		正光君	羽田雄一郎君
藤原		章夫君	中島 章夫君
本田	健二君	正司君	藤原 哲郎君
良一君			本田 正司君

吉田 博美君
若林 正俊君
浅尾慶一郎君
伊藤 基隆君
今泉 昭君
海野 徹君
江本 孟紀君
小川 敏夫君
岡崎トミ子君
神本恵子君
木俣 佳丈君
郡司 彰君
興石 東君
佐藤 道夫君
齋藤 勲君
櫻葉賀津也君
高嶋 良充君
千葉 景子君
谷 博之君
辻 泰弘君
直嶋 正行君
信田 邦雄君
長谷川 清君
廣中和歌子君
藤井 俊男君
峰崎 利和君
松井 孝治君
堀 直樹君

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

平成十五年六月四日 参議院会議録第二十九号

投票者氏名

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

しかし、廃炉後の解体手法によっては、新たな環境被害の起ることが危惧されている。

したがって、次の事項について質問する。なお、同様の文言が並ぶ場合でも、各項目ごとに平易な文章で答弁されたい。

一、「ごみ焼却炉について、二〇〇〇年、二〇〇一年、二〇〇二年の各年における全国の廃炉数を、一般廃棄物用と産業廃棄物用とに分け、都道府県ごとに示されたい。また、そのうち解体された炉数についてもそれぞれ示されたい。

二、「ごみ焼却炉の解体に伴うダイオキシン類や重金属による周辺環境の汚染について、実態を把握しているか。把握しているならば、その概要を示されたい。把握していないならば、なぜ把握していないのか、理由を示されたい。

三、「厚生労働省の「廃棄物焼却施設解体工事におけるダイオキシン類による健康障害防止について」によると、「ごみ焼却炉の解体・補修時にダイオキシン類による健康障害防止について」は、ダイオキシン類に汚染されているおそれのある箇所のダイオキシン濃度調査が必要とされている。その調査により、高濃度の汚染物質が検出された場合どのように処理するのか、次のそれぞれについて明らかにされたい。

- 1 煤塵、焼却灰、付着物などの粉状物
- 2 コンクリート、レンガ、金属類などの工作物
- 3 電気機械などの設備機器

四、煤塵について

1 これまで、「ごみ焼却炉の解体に伴って発生した煤塵はどのように処理してきたのか。二〇〇〇年、二〇〇一年、二〇〇二年の各年において解体されたごみ焼却炉について、それぞれ示されたい。

2 政府は、煤塵について、溶融固化・セメント固化・薬剤固化・酸処理・エコセメント、

いずれかによる処理を法令で定めている。この処理方法は重金属に対応したものと聞くが、どうか。もしそうであるならば、高濃度のダイオキシン類汚染物質である煤塵については、別に処理方法を定める必要があるのでないか。

3 「ごみ焼却炉の解体によって発生した煤塵について、既設の「ごみ焼却炉に一般ごみとともに投入・焼却し、改めてその排ガスから捕捉して」した煤塵を安定化処理するようにしている」と聞く。これは、合法的な処理方法なのか。合法であるならば、その法令上の根拠を示されたい。

4 前項の処理がなされる際、周辺にダイオキシン類や重金属が飛散するおそれがある。前

項の処理を行った際の排煙中のダイオキシン類及び重金属濃度及び周辺環境の汚染について、実態を明らかにされたい。

5 バグフィルターなどの除塵装置は、「ごみ焼却炉からの排ガスを八五〇度前後から二五〇

度前後に冷却した後、ダイオキシン類を粒子化して捕捉する。しかし、排ガスの流速が速いため、完全な粒子化は物理的に不可能である。よって、高濃度のダイオキシン類汚染物質を焼却した場合、相当な量のダイオキシン類が大気中に放出されるものと思われるが、どうか。

五、ごみ焼却炉の解体について

1 政府は、「ごみ焼却炉の解体に際して、厚生労働省の「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の遵守を国庫補助の要件としているか。

2 本要綱によると、解体作業を請け負う事業者に対し、ダイオキシン類濃度の測定結果など安全に関する情報の事前提供を定めている。一方、周辺住民への情報提供については、どうすべきか明示されていない。なぜか。

3 本要綱によると、 $3\text{mg}-\text{TEQ}/\text{m}^3$ を指標値として解体作業の区分を行っているが、なぜか。

4 前項の指標値を超えた汚染物については、その処理をどうすべきなのか。

5 本要綱では、作業従事者の血液検査を必要にして行うとしている。しかし、「ごみ焼却炉の解体に伴う汚染を監視するためには、作業前後及び作業期間中について、作業従事者及び周辺住民の血液検査、並びに周辺環境の

土壌、大気、松葉、水、底質などのモニタリングが必要であると考えるが、どうか。

6 環境省は、「ごみ焼却炉の解体・補修工事に伴う汚染を防止するため、作業、解体方法及び解体物の処理について、それぞれ基準を示すべきではないか。また、これらの基準が示されるまで、作業従事者及び周辺住民の健康を守るために、ごみ焼却炉の解体を凍結すべきではないか。環境大臣の意見を示されたい。

6 東京都下の柳泉園組合では、「ごみ焼却炉の解体方法及び解体物の行方について、市民に知らされていないと聞く。「ごみ焼却炉の解体方法及び解体物の行方については、周辺住民の健康と密接に関係する情報であり、明らかにされるべきことと考えるが、どうか、また、明らかにされていないのは、これらの情報開示を定めた法律がないからではないか。

7 過去の「ごみ焼却炉の解体において、施設敷地内に灰や廃材などを埋めていた事例があつた」と聞く。このような場合、実態の把握されないままに放置され、周辺環境に大きな影響を及ぼすことが危惧される。政府の対処方針を示された。また、その実態を把握しているか、把握しているならばその内容を示されたい。

8 「ごみ焼却炉内における作業及び解体について、実態を明らかにされたい。

8、ごみ焼却炉の解体に伴う汚染を監視するためには、作業従事者の健康を中心とする法令があり、作業従事者の健康を守る観点からの対策が講じられている。一方、「ごみ焼却炉の補修・解体に

よって懸念される周辺地域への影響については、周辺住民の健康や周辺環境を守ることを目的とする法令がない。よって、ごみ焼却炉の補修・解体に関して、周辺住民の健康や周辺環境を守る観点から新しい法令が必要と考えるが、どうか。

右質問する。

平成十五年六月三日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 福田 康夫

参議院議長 倉田 寛之殿

参議院議員中村敦夫君提出ごみ焼却炉の解体に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中村敦夫君提出ごみ焼却炉の解体に関する質問に対する答弁書

ごみ焼却炉の解体に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という)第二条第二項に規定する一般廃棄物(以下「一般廃棄物」という。)又は廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物(以下「産業廃棄物」という。)を処理する廃棄物焼却炉であつて平成十二年から平成十四年までの各年に廃止された廃棄物焼却炉及び当該廃棄物焼却炉のうち解体された廃棄物焼却炉の都道府県別の数は、別表一のとおりであると承知している。

二について

市町村等が、廃棄物焼却炉を解体するに際してダイオキシン類等に係る周辺環境の調査を実施する場合、国から補助金(以下「環境調査補助金」という。)を交付することとしている。当該補助金を交付した市町村等に対しダイオキシン類及び重金属等に関する周辺環境調査の結果を照会したところ、別表一のとおりであり、ダイ

オキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第七条又は環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第一項に規定する基準(以下「環境基準」という。)を超えるものはなかった。

また、廃棄物焼却炉の解体に着手したものではないものの、都道府県等においては、ダイオキシン類対策特別措置法第二十六条第一項に基づき、ダイオキシン類による大気、水質及び土壤の汚染の状況を常時監視しているほか、大気について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という)第二条第二項に規定する一般廃棄物(以下「一般廃棄物」という。)又は廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物(以下「産業廃棄物」という。)を処理する廃棄物焼却炉であつて平成十二年から平成十四年までの各年に廃止された廃棄物焼却炉及び当該廃棄物焼却炉のうち解体された廃棄物焼却炉の都道府県別の数は、別表一のとおりであると承知している。

て、その原因が、廃棄物焼却炉の解体と考えられているものはないと承知している。

なお、平成十五年度から、廃棄物焼却炉等の解体時に都道府県等が実施するダイオキシン類に関する周辺環境の調査について、環境省も一部協力して実施し、廃棄物焼却炉等の解体に伴う周辺環境へのダイオキシン類の影響について把握することとしている。

三について

御指摘の「廃棄物焼却施設解体工事におけるダイオキシン類による健康障害防止について」(平成十二年九月七日付け基発第五百六十一号)の二労働省労働基準局長通達、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」(平成十三年四月二十五日付け基発第四百一号の二厚生労働省労働基準局長通達。以下「要綱」という。)により廃止)及び要綱において、廃棄物焼却施設の解体作業を行う前に施設内部の汚染除去を実施すべきこと及びこれに先立ち焼却炉本体等の内部等ダイオキシン類に汚染されているおそれのある箇所のダイオキシン濃度を調査すべきことを指示しているのは、解体作業に従事する労働者のダイオキシン類へばく露防止の徹底を図ることを目的とするものであり、廃棄物焼却炉の解体に伴つて発生した廃棄物は、別途、廃棄物処理法及びダイオキシン類対策特別措置法の規定に従つて処理することとなる。

汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二十二条第一項又は水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第十五条第一項に基づき、重金属等による大気の汚染の状況又は水質の汚濁の状況を常時監視しているところである。平成十三年度における常時監視の結果は、別表三のとおりであり、ダイオキシン類等の濃度は、大部分の地点で環境基準又は世界保健機関(WHO)欧州地域事務局の定める大気質ガイドライン値を下回っている。一部、環境基準等を超えるものについても、都道府県等において

具体的には、廃棄物焼却炉の解体に先立つて

除去したばいじん及び焼却灰その他の燃え殻(付着物を含む。以下「ばいじん等」という。)に

ついては、その含有するダイオキシン類の量が一グラム当たり三ナノグラム以下である場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第三条第一号の規定による処分若しくは再生又は同条第三号の規定による

埋立処分(以下「処分若しくは再生又は埋立処分」という。)を行うこととなる(ただし、廃棄物については、重金属等が含まれている蓋然性が高いことから、廃棄物処理法施行令第四条の二第二号の規定により、当該ばいじんから重金属等が溶出しないよう溶融、焼成、セメント固化、薬剤処理又は酸抽出により処理した上で処分若しくは再生又は埋立処分を行うこととなる)。また、その含有するダイオキシン類の量が一グラム当たり三ナノグラムを超える場合は、ダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第一項及び廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法に関する省令(平成十二年厚生省令第一号。以下「基準省令」という。)に基づき、その含有するダイオキシン類の量が一グラム当たり三ナノグラム以下となるように処理した上で処分若しくは再生又は埋立処分を行うか、セメント固

化、薬剤処理又は酸抽出の方法により処理した上で処分若しくは再生又は埋立処分を行うこととなる。

別表四の上欄に掲げる産業廃棄物を焼却する廃棄物焼却炉の解体に先立って除去したばいじん等については、同表の中欄に掲げる重金属等が同表の下欄に掲げる数値を超えて検出された場合、廃棄物処理法施行令第六条の五第一項第二号の規定による処分若しくは再生又は同項第三号カの規定による埋立処分を行うこととなる。

廃棄物焼却炉の解体は、ダイオキシン類を含む付着物を除去した上で行うことから、当該解体に伴って発生したコンクリート、レンガ、金属類等の工作物及び電気機械等の設備機器については、廃棄物として処理するに当たり人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれはないものであり、廃棄物処理法施行令第二条第六号又は第九号に規定する産業廃棄物として、廃棄物処理法施行令第六条に規定する基準に従つて処理することとなる。

四の一について
平成十二年から平成十四年までの各年において、一般廃棄物を処理する廃棄物焼却炉又は産業廃棄物を処理する廃棄物焼却炉の解体に伴つて発生したばいじんの処理の方法は、別表五のとおりであると承知している。

四の二について
三について述べたとおり、廃棄物処理法施

行令第一条第一号に規定するばいじんについては、重金属等が含まれている蓋然性が高いこと

から、廃棄物処理法施行令第四条の二第二号において、当該ばいじんから重金属等が溶出しないよう溶融、焼成、セメント固化、薬剤処理又は酸抽出により処理した上で処分若しくは再生又は埋立処分を行うことを規定するとともに、その含有するダイオキシン類の量が一グラム当たり三ナノグラム当り三ナノグラム以下となるように処理した上で処分若しくは再生又は埋立処分を行うか、セメント固化、薬剤処理又は酸抽出の方法により処理した上で

廃棄物焼却炉の解体は、ダイオキシン類を含む付着物を除去した上で行うことから、当該解体に伴つて発生したコンクリート、レンガ、金属類等の工作物及び電気機械等の設備機器については、廃棄物として処理するに当たり人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれはないものであり、廃棄物処理法施行令第二条第六号又は第九号に規定する産業廃棄物として、廃棄物処理法施行令第六条に規定する基準に従つて処理することとなる。

四の三について
廃棄物処理法施行令第五条第一項に規定するごみ処理施設である廃棄物焼却炉(以下「一般廃棄物焼却炉」という。)の解体に伴つて発生したばいじんを一般廃棄物焼却炉において焼却する。

ことは、廃棄物処理法施行令第三条第二号イ及び第四条の二第一号柱書の規定により認められるとともに、その場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第四条第一項に適合する焼却設備を用いて、同規則第四条の五第一項に定

める基準に従い維持管理を行うことが義務付けられている。

同規則においては、一般廃棄物焼却炉において廃棄物を焼却する場合は、外気と遮断した状態で廃棄物を投入し、燃焼ガスを二秒以上滞留させることができる燃焼室内において摂氏八百度以上の高温で焼却すること、集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却し、ばいじんを除去する高度の機能を有する排ガス処理施設の設置により排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするこ

と、一般廃棄物焼却炉の煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を測定し、一定濃度以下になるように焼却することが定められている。

ダイオキシン類は、廃棄物の不完全燃焼に伴つて生成するほか、排ガス処理施設の入口の排ガス温度が摂氏三百度程度の場合には、排ガス処理施設内で生成するとともに、摂氏八百度以上で二秒以上の滞留時間を確保したうえで完全燃焼した場合に分解されることが知られている。

四の四について
廃棄物焼却炉の解体工事を対象とした国庫補助制度はないが、環境調査補助金については、要綱の遵守を交付の要件としている。

五の一について
廃棄物焼却炉の解体工事を対象とした国庫補助制度はないが、環境調査補助金については、要綱の遵守を交付の要件としている。

五の二について
労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)は、労働省の安全と健康の確保等を目的としており、要綱は、同法第二十二条及び労働安全衛生規則第五百九十二条の二等の規定を踏まえ、労働省のダイオキシン類へのばく露防止の徹底を図ることを目的として、事業者が講すべき基本的なダイオキシン類へのばく露防止措置を示したものである。したがって、事業者によ

ものについても、バグフィルター等の集じん器により除去され、排ガス中に残存するダイオキシン類は捕捉されることから、同規則第四条の五第一項第二号ワに定める基準以上のダイオキシン類が大気中に放出されることはないものと考える。

なお、二についてで述べた市町村等に対し照会したところ、一般廃棄物焼却炉の解体に伴つて発生したばいじんを一般廃棄物焼却炉に投入し、焼却処理した際に、当該一般廃棄物焼却炉から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度について調査を行つた施設は一ヵ所であり、その調査結果は別表六のとおりである。排ガス中の重金属等の濃度及び周辺環境への汚染の状況について調査を行つた施設はない。

る周辺住民へのダイオキシン類に関する情報提供については、特に定めていない。

五の3について

廃棄物処理法及び関係法令において、廃棄物焼却炉から排出されたばいじん等であって、その含有するダイオキシン類の量が一グラム当たり三ナノグラムを超えるもの人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして規制していること等を参考に、要綱においても、一グラム当たり三ナノグラムを基準の一つとして解体作業の区分を行っている。

五の4について

二についてで述べたとおり、その含有するダイオキシン類の量が一グラム当たり三ナノグラムを超えて検出されたばいじん等については、ダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第一項及び基準省令に基づき、その含有するダイオキシン類の量が一グラム当たり三ナノグラム以下となるように処理した上で処分若しくは再生又は埋立処分を行うか、セメント固化、薬剤処理又は酸抽出の方法により処理した上で処分若しくは再生又は埋立処分を行うこととなる。

なお、要綱において実施することとされている廃棄物焼却炉の内部の付着物に含まれるダイオキシン類の含有率の測定は、当該付着物の除去作業の前に行うものである。廃棄物焼却炉の解体は、労働安全衛生規則第五百九十二条の三

の規定によりダイオキシン類を含む付着物の除去作業を行った上で行うこととされており、当該解体に伴って発生したコンクリート、レンガ、金属類等の工作物については、ダイオキシン類が含まれる付着物が除去され、廃棄物として処理するに当たり、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがないものであること

から、廃棄物処理法施行令第二条第六号又は第九号に規定する産業廃棄物として、廃棄物処理法施行令第六条に規定する基準に従って処理することとなる。

五の5について

廃棄物焼却炉の解体作業等に伴う労働者のダイオキシン類へのばく露については、労働安全衛生規則の規定及び要綱に基づく対策を徹底することにより、防止されるものと考えていることから、要綱においては、事故、保護具の破損等により労働者がダイオキシン類に著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したおそれのある場合に、必要に応じて、労働者の血中ダイオキシン濃度測定を行うこととしているものである。

また、二についてで述べたとおり、廃棄物焼却炉の解体に伴いダイオキシン類による周辺環境の汚染が発生しているとは承知しておらず、現時点では、周辺環境のダイオキシン類等の濃度の測定については、廃棄物焼却炉の設置者若しくは地方公共団体又は解体作業を行う事

業者において必要に応じて行えよいものと考える。

なお、平成十五年度から、廃棄物焼却炉等の解体時に都道府県等が実施するダイオキシン類に関する周辺環境の調査について、環境省も一部協力して実施し、廃棄物焼却炉等の解体に伴う周辺環境へのダイオキシン類の影響について把握することとしている。

今後とも廃棄物焼却炉の解体に伴う周辺環境の汚染の状況の把握に努めてまいりたい。

五の6について

二についてで述べたとおり、廃棄物焼却炉の解体に伴いダイオキシン類等による周辺環境の汚染が発生しているとは承知しておらず、また、三についてで述べたとおり、解体物の処理方法については廃棄物処理法において定められているため、現時点では、御指摘のような措置を講ずる必要はないと考えるが、今後とも廃棄物焼却炉の解体に伴う周辺環境の汚染の状況の把握に努めるとともに、適切な解体物の処理が図られるよう地方公共団体と連携し適正に対処してまいりたい。

八について

二についてで述べたとおり、廃棄物焼却炉の解体に伴いダイオキシン類等による周辺環境の汚染が発生しているとは承知しておらず、また、三についてで述べたとおり、解体物の処理方法については廃棄物処理法において定められているため、現時点では、御指摘のような新し法令を制定する必要はないと考えるが、今後とも廃棄物焼却炉の解体に伴う周辺環境の汚染の状況の把握に努めてまいりたい。

七について

一般廃棄物の埋立処分については、廃棄物処理法施行令第三条第三号に規定する基準に従って、また、産業廃棄物の埋立処分については、廃棄物処理法施行令第六条第一項第三号に規定する基準に従って行うこととされており、御指摘の事例については、これらの基準に反して行われた埋立処分である場合、廃棄物処理法違反となる。

七について

一般に、市町村等が情報公開条例を定めていた場合、市町村等と解体する事業者の間で締結する解体工事に関する設計図書を含めた契約書等については、開示請求することにより、開示されるものと考える。

住民から市町村等が設置する廃棄物焼却炉の解体方法及び解体物の行方について情報公開を求められた場合に、その情報について公表すべきか否かについては、当該市町村等が情報公開条例等に基づき判断すべきものと考えるが、一

平成十五年六月四日 参議院会議録第二十九号 質問主意書及び答弁書

別表一 一般廃棄物を処理する廃棄物焼却炉の廃止炉数及び解体炉数

官 報 (号 外)

産業廃棄物を処理する廃棄物焼却炉の廃止炉数及び解体炉数

	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	山梨県	福井県	石川県	富山県	新潟県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	群馬県	栃木県	茨城県	福島県	山形県	秋田県	宮城県	岩手県	青森県	北海道			
																									平成十二年 廃止炉数	平成十二年 解体炉数	
六	八	一	〇	四	〇	五	〇	四	八	一	六	二	八	二	〇	一	〇	七	七	四	一	二	二	一	〇	一	〇
四	三	五	〇	一	〇	二	〇	二	二	七	〇	三	三	一	〇	五	三	三	二	〇	〇	〇	〇	〇	三		
三	一	一	八	一	九	〇	五	三	五	八	二	六	八	五	三	三	七	一	九	四	四	〇	四	一	二	七	
一	四	八	五	四	〇	二	一	一	三	〇	五	二	二	〇	四	七	三	〇	〇	三	〇	一	六	六			
二	三	一〇	三	四六	二九	二七	一〇	九	一三	一三	六〇	三七	二二	四八	八三	一七	二六	四〇	一〇	四六	一二	三七	六	二六	六二		
四	三六	三六	一八	一四	七	三	七	三	五	一〇	七	一六	一二	二五	二	七	一九	五	四	一	九	一	六	六	六		
合計																											
一	九	五	〇	二	〇	〇	一	三	五	六	〇	〇	二	〇	一	三	三	一	〇	〇	五	六	六	三	一〇		
七	三	〇	一	〇	〇	〇	二	三	一	〇	〇	〇	〇	〇	二	一	一	〇	〇	〇	〇	一〇	〇	〇	三		
三	〇	四	四	二	二	一	〇	二	七	五	一	五	五	一	三	六	九	五	〇	〇	二	一	四	二	七	一七	
一	三	九	二	〇	一	一	三	〇	四	三	一	〇	三	一	〇	六	四	三	〇	〇	一	五	二	三	四		
一	二	六	八	七	一七	一八	一三	二	五	一六	二六	五	三五	二二	二四	二三	四六	三〇	一六	一二	六	二〇	四二	一五	二四	三一	
二	三	三	五	一	三	四	二	一	六	五	一	九	五	一三	一	七	四	二	一	一	五	一四	六	六	四		

(単位 番所)

別表二 ダイオキシン類に関する周辺環境調査の結果

土壤				水質				大気			
工事後	工事中	工事前		工事後	工事中	工事前		工事後	工事中	工事前	
一一二	一二二	一八八	箇所	一〇一	一二二	一九一	箇所	七	一二二	三四四	箇所
三五三	三九九	一二五	箇所	〇・〇一七	〇・〇一七	〇・〇一九	箇所	九	〇・〇一二	〇・〇一五	箇所
〇・〇〇〇三六	一三九〇	〇・六二	箇所	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	箇所	〇	一〇〇〇	一〇〇〇	箇所
濃度範囲 P _E —T _{EQ} /L				濃度範囲 P _E —T _{EQ} /L				濃度範囲 P _E —T _{EQ} /m ³			
環境基準 S _E —T _{EQ} /L				環境基準 S _E —T _{EQ} /L				環境基準 P _E —T _{EQ} /m ³			
超過施設数 箇所				超過施設数 箇所				超過施設数 箇所			

重金属等に関する周辺環境調査の結果

(注) 平均値及び濃度範囲のくは、測定限界未満を示す。

官 報 (号 外)

別表三 ダイオキシン類常時監視結果（平成十三年度）

	調査地点数	検体数	平均値	濃度範囲		環境基準	超過地点数
				土壤	大気		
大気	九七九	三八三三	〇・一三	〇・〇〇九〇	一一七	p g - T E Q / m ³	〇・六以下
公共用 水域水質	一二一三	二六三五	〇・二五	〇・〇〇二八	一二七	p g - T E Q / L	一以下
地下水質	一四七三	一四八〇	〇・〇七四	〇・〇〇〇一〇	一〇・九二	一以下	四七八
土壤	三七三五	三七三五	六・二	〇	一〇六〇〇	一〇〇〇以下	一〇〇〇以下

- （注一） 大気については、原則、同一地点において年間複数回測定することとしているため、検体数が調査地点数より多くなっている。
- （注二） 公共用水域水質及び地下水質については、同一地点において年間複数回測定している地点もあるため、検体数が調査地点数より多くなっている。
- （注三） 土壤については、同一地点における一回の測定結果であるため、検体数が調査地点数と同一になっている。

重金属等常時監視結果(平成十三年度)

	調査地点数	検体数	平均値		濃度範囲 mg/L	WHOガイドライン値	超過地点数
			調査地点数	検体数			
大気							
水銀及びその化合物	二八一	三〇五六	二・三	〇・一二	一六・〇	一〇〇〇	
ニッケル化合物	二七五	二九九四	六・二	〇・一五	一四四	二五	
砒素及びその化合物	二八九	三一四七	一・八	〇・一二	一一〇	六・七	
ベリリウム及びその化合物	二六六	二九〇三	〇・〇五三	〇・〇〇〇三九	一一〇・六六	三五〇	
マンガン及びその化合物	二八一	三〇三四	〇・九〇	一一〇〇	一五〇		
クロム及びその化合物	二七三	二九七六	〇・〇八六	一一〇〇	一		
公共用海域水質							
カドミウム	四五八一	一六七八三	〇・〇〇一六	く〇・〇〇一	一〇・〇一〇	〇・〇一以下	
鉛	四六九〇	一八五六七	〇・〇〇四二	く〇・〇〇一	一〇・〇三一	〇・〇一以下	
六価クロム	四三〇〇	一四七六六	〇・〇一五	く〇・〇〇五	一〇・〇五〇	〇・〇五以下	
砒素	四六四三	一七二五三	〇・〇〇〇三七	く〇・〇　一	一〇・〇三三	〇・〇一以下	
錫水銀	四四三七	一六九七八	〇・〇〦〦〦五	く〇・〇〦〦五	一〇・〇〦〇七	〇・〇〇〇五以下	
アルキル水銀	一五九九	三四五八	く〇・〇〦〦〦五	く〇・〇〦〦五	一〇・〇〦〦七	〇・〇〇〇五以下	
地下水質							
カドミウム	三〇〇三	三〇〇三	〇・〇〇一三	く〇・〇　一	一〇・〇一	〇・〇一以下	
鉛	三三六二	三三六一	〇・〇〇〇四二	く〇・〇　一	一〇・〇五五	〇・〇一以下	
六価クロム	三一七五	三一七五	〇・〇一二七	く〇・〇　一	一〇・〇五	〇・〇五以下	
砒素	三四一二	三四一二	〇・〇〇〇四五	く〇・〇　一	一〇・一二	〇・〇一以下	
総水銀	二九〇七	二九〇七	〇・〇〦〦〦五	く〇・〇〦〦五	一〇・〇〇〇七一	〇・〇〇〇五以下	
アルキル水銀	一〇七五	一〇七五	く〇・〇〦〦〦五	く〇・〇〦〦五	一〇・〇〇〇七一	検出されないこと。	

- (注一) 大気及び公共用海域水質については、原則、同一地点において年間複数回測定することとしているため、検体数が調査地点より多くなっている。
- (注二) 地下水質については、同一地点における年平均値の測定結果であるため、検体数が調査地点数と同一になっている。
- (注三) WHOガイドライン値とは、世界保健機関(WHO) 欧州地域事務局の定める大気質ガイドライン値を指す。
- (注四) WHOガイドライン値のうち、ニッケル化合物、砒素及びその化合物については、ユニットリスクの十のマイナス五乗レベル換算値。
- (注五) 平均値及び濃度範囲の中のくは、測定限界未満を示す。

別表四

産業廃棄物である廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）		カドミウム又はその化合物		検液一リットルにつきカドミウム〇・二ミリグラム
鉛又はその化合物		検液一リットルにつき鉛〇・三ミリグラム		
六価クロム化合物		検液一リットルにつき六価クロム一・五ミリグラム		
セレン又はその化合物		検液一リットルにつきセレン〇・二ミリグラム		
六価クロム化合物		検液一リットルにつき六価クロム一・五ミリグラム		
砒素又はその化合物		検液一リットルにつき砒素〇・二ミリグラム		
産業廃棄物（汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物を除く。）				

官 報 (号外)

別表五 一般廃棄物を処理する廃棄物焼却炉の解体に伴つて発生したばいじんの処理方法

解体炉数	ばいじんの処理方法										計
	平成十二年			平成十三年			平成十四年				
	溶融	焼成	セメント固化	薬剤処理	酸抽出	別施設で焼却	埋立	保管	発生なし	計	
一八											一九
四四	一〇〇	一〇〇	五	一〇	一	一九	六〇	五	四四	二	一
六一	一一二	一一三	一一三	一一四	一一四	一一五	一二〇	一九〇	六一	二二	一五
	(単位 箇所)										

(注) 一つの廃棄物焼却炉について複数の処理方法をとっている場合がある。

産業廃棄物を処理する廃棄物焼却炉の解体に伴つて発生したばいじんの処理方法

解体炉数	ばいじんの処理方法		平成十二年		平成十三年		平成十四年		計
	管理型埋立	溶融	焼成	薬剤処理	セメント固化	別施設で焼却	その他	保管	発生なし
七三	三八	一	一	八	〇〇〇	一〇	二四	七三	計
一三九	七八	二	二	一五	二	一〇	一四六	三一	二四
二三三	一八一	四	五	二七	二	一〇	一四六	四	七三
五四五	二九七	一	八	五〇	一八	八	一四六	六	二四
(単位 箇所)	一七	一一	一〇	二八	八	一八	三三三	七二	三三三
(単位 箇所)	一一	一一	一一	四五	四	一〇	一二七	一五	一四六

(注) 一つの廃棄物焼却炉について複数の処理方法をとっている場合がある。

別表六

	調査施設数		濃度範囲		排出基準	超過施設数
	投入前	箇所	投入中	箇所		
投入後	一	一	二〇	〇・〇〇〇一七	四	〇・〇〇〇一〇
			一〇	・〇〇〇五二	四	・〇〇〇七四
					五	〇
						〇

- (注一) 排出基準は、廃棄物処理法施行規則第四条の五第一項第二号ワの規定による基準である。
- (注二) 本調査施設の廃棄物焼却炉は、平成十四年に設置した一時間当たりの処理能力が一・五八トンのものである。

結核診断に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十五年四月十七日

神本美恵子

参議院議長 倉田 寛之殿

結核診断に関する質問主意書

二〇〇三年四月から子供に対する結核対策は、乳幼児に対するツベルクリン反応検査とBCG予防接種の実施は以前からのままであるが、小学校一年・中学校一年生に対しても、ツベルクリン反応検査とそれに基づくBCG予防接種の廃止に代えて学校での健康診断の強化などに変わることが決まった。

防接種の実施は以前からのままであるが、小学校一年・中学校一年生に対しては、ツベルクリン反応検査とそれに基づくBCG予防接種の廃止に代えて学校での健康診断の強化などに変わることが決まった。

「学校保健法施行規則の一部を改正する省令案」に関するパブリックコメントの結果(二〇〇三年一月一七日)を公表した文部科学省のホームページによれば、「厚生労働省の厚生科学審議会感染症分科会の提言においても、ツベルクリン反応検査の中止に伴い、結核罹患を疑わせる者については、早期発見の仕組みを検討することが必要とされおり、また、児童生徒が、万が一、結核に罹患した場合には、健康上だけでなく教育上も重大な影響があり、今後も、結核は児童生徒の重大な健康課題であることから、感染者及び発病者の早期発見・早期治療のため、定期健康診断において、問診を行い、対象者を絞り込んで重点的な検査を実施することとした」とある。	て質問する。
二、文部科学省では、小中学校での罹患状況の過去の統計を把握した上で、どのような見解を持っているのか明らかにされたい。	一、文部科学省では、小中学校での罹患状況の過去の統計を把握した上で、どのような見解を持っているのか明らかにされたい。
二、集団的健診では患者の発見及び診断は、非現実的かつ非効率的で無理であると思料する。したがって、学校保健上、結核対策の重点を「定期健康診断における結核健診マニュアル」に置いてエネルギーを注いでも、「労多くして益無し」になることが心配される。	一、文部科学省では、小中学校での罹患状況の過去の統計を把握した上で、どのような見解を持っているのか明らかにされたい。
三、「学校保健法施行規則の一部を改正する省令案」に関するパブリックコメントの中で、「問診	を実施するに当たってプライバシーの保護ができるのか」との疑問がある。地域の罹患状況は診察医師から保健所に届け出されており、これまでの患者についても把握している。にもかかわらず問診を実施することについては、プライバシーの侵害について危惧する声が多い。さらには、不確実な調査で精密検査に回されたり、無駄なX線撮影や予防内服が行われることも心配されるが、この点についての見解を示されたい。

四、これらの学校健診に伴つ、問診票による人権侵害の起きるリスク、健診に伴う医療行為による責任は、一義的には、「定期健康診断における結核健診マニュアル」を作成した文部科学大臣にあるのか、若しくは教育委員会及び学校に	今回の学校健診で結核患者の早期発見・早期治療はどの程度可能だと考えているか明らかにされたい。
三、「学校保健法施行規則の一部を改正する省令案」に関するパブリックコメントの中で、「問診	

あるのか、明らかにされたい。

五、児童、生徒の結核対策についての予算措置はどのようになるのか示されたい。

六、「学校保健法施行規則」の一部を改正する省令案」に関するパブリックコメントの中で、「新たな結核の健康診断では精密検査の対象者を拾いすぎる可能性があるのではないか」との疑問に対し、文部科学省は「新たな結核の健康診断の実施状況について、適切に評価してまいります」としているが、「適切に」の内容はどのようにものか。評価委員会のようなのを設置するのか、設置するとしたらその構成はどのようになるのか。また、現場の意見はどのように反映させるのか明らかにされたい。

七、BCG再接種廃止に伴い、就学時健診での予防接種歴のチェックが厳しくなると思われるが、この点についての見解を示されたい。

八、乳幼児については、ツベルクリン反応検査を行わないで、直接BCG予防接種をする方向のようであるが、この点についての見解を示されたい。

右質問する。

平成十五年五月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 福田 康夫

参議院議長 倉田 寛之殿

参議院議員神本美恵子君提出結核診断に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員神本美恵子君提出結核診断に関する質問に対する答弁書

一について

学校においては半世紀以上にわたり徹底した結核対策を実施してきたことにより、小学校及び中学校の児童生徒のり患者の数は著しく減少していると認識しており、今後とも、児童生徒の健康の保持増進を図るとともに学校教育の円滑な実施のため、引き続き結核対策に取り組んでいくことが重要であると考えている。

二について

「結核部会・感染症部会の共同調査審議に係る合同委員会報告書」(平成十四年六月五日厚生科学審議会感染症分科会結核部会 感染症部会の共同調査審議に係る合同委員会)において、

結核の早期発見の仕組みの検討を行う必要があると提言されたことを受け、文部科学省においては、有識者からなる「学校における結核対策に関する協力者会議」を開催し、小学校及び中学校における新たな結核対策について検討を行ってきたところである。同会議の最終報告

(平成十四年八月二十八日)では、これまで一律に実施してきたツベルクリン反応検査を中止す

るとともに、結核の早期発見の機会を引き続き学校保健の場において確保するため、問診等により対象者を絞り込んだ上で精密検査を行うことが提言されたところであります。この提言を踏まえて結核の有無の検査を行うことが、結核の早

期発見・早期治療に資するものと考えている。

三について

文部科学省においては、「学校保健法施行規則」の一部改正等について〔(平成十五年一月十七日付け文部科学省スポーツ・青少年局長通知)、「定期健康診断における結核健診マニュアル」(以下「マニュアル」という。)等を通じて、結

核の有無の検査の実施に当たってはプライバシーの保護に十分配慮するよう、都道府県の教育委員会等に対して指導しているところであり、プライバシーの保護については適切に配慮されるものと考えている。

また、エックス線直接撮影を含め、精密検査

については、学校保健法施行規則(昭和三十三年文部省令第十八号)第五条第五項第三号に基づき、問診を踏まえて学校医等において必要とする者等の意見により、当該者の在学する学校の設置者において必要と認めるものに対して行うこととしているとともに、文部科学省においては、マニュアルを通じて、結核の専門家等により構成される結核対策委員会において、精密

検査等の指示等に関する専門的な検査を行うよ

う、都道府県の教育委員会等に対して指導して

いるところであり、適切に検査及び事後措置が実施されるものと考えている。

六について

精密検査の実施に関しては、三について述べたとおり、適切に行われるものと考えてい

る。

また、御指摘のパブリックコメントに対する

文部科学省の回答は、新たに導入された結核の有無の検査に関する仕組みに基づく健康診断の実施状況について、適切に評価していく考え方を示しているものであるが、その具体的な評価方

法については、今後、検討していくこととしている。

七について

学校保健法第四条に基づく就学時の健康診断においては、従来より、市町村の教育委員会

が、経皮接種用乾燥BCGワクチン(以下「BCGワクチン」という。)の接種を含め、健康診断

の当日までに受けた予防接種法(昭和二十三年

五について

学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)第六条に基づく児童生徒等の健康診断に係る経費については、学校の設置者が負担しているところである。また、文部科学省においては、從来より、結核に関する知識の普及啓発の取組を行っているところであるが、平成十五年度予算においては、新たな結核対策の円滑な実施に資するための普及啓発資料の作成に必要な予算を確保しているところである。

官報(号外)

法律第六十八号)及び結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の規定による定期の予防接種の種別及び接種年月日を把握することとしており、今後とも、市町村の教育委員会において、適切に把握されるものと考えている。

八について

ツベルクリン反応検査は、結核に感染していないことを確認するために行われるものであり、乳幼児については、結核予防法上、ツベルクリン反応検査を行い、その結果が陰性である者に対してのみBCGワクチンの接種を行うこととされているが、現在、ツベルクリン反応検査を経ることなく、直接BCGワクチンの接種を行つことについて検討を行つていているところであります、その理由は次のとおりである。

1 乳幼児期に結核に罹る者の割合が低下していることに伴い、ツベルクリン反応検査の結果が偽陽性である者(結核に感染していないにもかかわらずツベルクリン反応検査の結果が陽性となる者をいう。)が増加しているが、これらの者は結核に感染しているものとして不要な精密検査又は予防内服を受けている可能性があるとともに、これらの者に対してもは結核の予防にBCGワクチンの接種が効果的であるにもかかわらず、これを受けないまま結核に感染する可能性があること。

2 既に結核に感染している乳幼児にBCGワ

クチンの接種を行うことにより、まれに副作用が発生することがあるが、その場合でも副作用の大部分は経過を観察するのみでよい程度であることが明らかになったこと。

水源涵養保安林に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十五年四月十七日

平野 貞夫

参議院議長 倉田 寛之殿

ととされており、現在、ツベルクリン反応検査を経ることなく、直接BCGワクチンの接種を行つことについて検討を行つていているところであります、その理由は次のとおりである。

1 乳幼児期に結核に罹る者の割合が低下していることに伴い、ツベルクリン反応検査の結果が偽陽性である者(結核に感染していないにもかかわらずツベルクリン反応検査の結果が陽性となる者をいう。)が増加しているが、これらの者は結核に感染しているものとして不要な精密検査又は予防内服を受けている可能性があるとともに、これらの者に対してもは結核の予防にBCGワクチンの接種が効果的であるにもかかわらず、これを受けないまま結核に感染する可能性があること。

一、水源涵養保安林の指定は、どのような計画及び基準に基づいて行われているのか。
二、水源涵養保安林の指定解除は、どのような条件及び基準に基づいて行われているのか。

平成十五年六月三日
内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 福田 康夫
参議院議長 倉田 寛之殿
参議院議員平野貞夫君提出水源涵養保安林に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一について

参議院議員平野貞夫君提出水源涵養保安林に関する質問に対する答弁書

一について

四、静岡県駿東郡小山町大御神字内山八八〇番地他の森林は、昭和三十六年二月に水源涵養保安林に指定され、その面積は十二万八千四百六十九平方メートルとされている。これが、平成十一年四月一日付けで四万八千八百八十九平方メー

トルと約八万平方メートル減じられている。これは、どのような経緯によるものであるのか。

二について

五、四に示したように、指定面積の三分の一に達する減少は、どのような手続によって可能であるのか。

二について

六、森林面積は、保水力の基本的要素であることから見て、四のような事例が正規の手続で可能ならば、制度そのものに重大な欠陥があるのでないか。

つまり、保安林の持つ機能は、土地の所有者のいかんを問わず、国民すべての共有の権利であるといえる。

右質問する。

三について

森林法第二十五条及び第二十五条の二において

ては、水源のかん養等の目的を達成するため必要なときに森林を保安林として指定することができるとき規定されており、森林の面積は、保安林の指定の要件とはなっていない。

四から六までについて

御指摘の静岡県駿東郡小山町大御神字内山八

八〇番地の森林は、昭和三十六年六月二十八日に水源かん養保安林に指定されている。当該森林については、登記されている地積が事実と相違するため、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百八十二条第七項の規定に基づき小山町長から修正の申出がなされ、平成十四年四月一日に静岡地方法務局御殿場出張所の登記官が地積を十二万八千四百六十九平方メートルに更正したと聞いている。また、これに伴い、森林法第三十九条の二第一項の規定に基づき静岡県知事が調製し、保管している保安林台帳についても、平成十一年四月二十日に当該森林の面積の訂正を行ったと聞いている。

公益法人の指導監督責任に関する質問主意書右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十五年四月十七日

参議院議長 倉田 寛之殿

平野 貞夫

- 4 墓地造成に当たって、多くの区画が開発関連手続を行っていないこと。

公益法人の指導監督責任に関する質問主意書
要があるときに森林を保安林として指定することができるとき規定されており、森林の面積は、保安林の指定の要件とはなっていない。

四から六までについて

御指摘の静岡県駿東郡小山町大御神字内山八

八〇番地の森林は、昭和三十六年六月二十八日に水源かん養保安林に指定されている。当該森林については、登記されている地積が事実と相違するため、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百八十二条第七項の規定に基づき小山町長から修正の申出がなされ、平成十四年四月一日に静岡地方法務局御殿場出張所の登記官が地積を十二万八千四百六十九平方メートルに更正したと聞いている。また、これに伴い、森林法第三十九条の二第一項の規定に基づき静岡県知事が調製し、保管している保安林台帳についても、平成十一年四月二十日に当該森林の面積の訂正を行ったと聞いている。

公益法人の事業の在り方は、厳に不特定多数の利益にそぐうものでなくてはならないことから、主務官庁は各公益法人に対する指導監督の責任を負っている。

主務官庁が、各公益法人を正しく指導監督し、その事業目的が正しく実行されることは、国民・国家にとって重きものがある。

このような立場から、次について質問する。

一、主務官庁は、財團法人に対する指導監督に当たって、当該法人からどのような報告を受け、どのような審査を行うのか。

二、厚生労働省は財團法人富士霊園にかかる以下の件について承知しているか。

1 水源かん養保安林が違法に開発されているといふ報道。

2 1に関して、平成十四年五月三十日付けで、利用者三名が連名の書面により調査を願い出たが、これに対する回答をしているか。

3 平成十一年八月、女子職員による一千二百

- 4 万円の横領事件とその処置について。

公益法人の指導監督責任に関する質問主意書右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十五年四月十七日

平野 貞夫

- 4 墓地造成に当たって、多くの区画が開発関連手続を行っていないこと。

三、二の各項目は、いざれも主務官庁として調査すべき重大な違法行為であると考えるが、厚生労働省の見解を明らかにしたい。

右質問する。

平成十五年六月三日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 福田 康夫

参議院議長 倉田 寛之殿

参議院議員平野貞夫君提出公益法人の指導監督責任に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す

る。

参議院議員平野貞夫君提出公益法人の指導監督責任に関する質問に対する答弁書

一について

監督責任に関する質問に対する答弁書

財團法人について

財團法人については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第六十七条、公益法人の設立及び監督に関する府省令、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成八年九月二十日閣議決

定等に基づき、定期的に事業報告書、収支決算書等の資料の提出を受けるとともに、必要に応じ報告を求め、これらを踏まえて命令、助言等の必要な指導監督を行っているところである。

二の1について

お尋ねの「開発関連手続」とは何を指すのか明

らかではないが、本年五月六日付けで静岡県小山町に対し、財團が墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第十条第一項又は第二項の許可を得ず墓地の経営又は区域の変更を行った事実の有無について照会したところ、同月七日付けで同町からそうした事実はな

月六日付けで静岡県に対し財團法人富士霊園(以下「財團」という。)が同県小山町の保安林を違法に開発した事実の有無について照会したところ、同月七日付けで同県からそうした事実はないと認識している旨の回答があつたところである。

い旨の回答があったところである。

三について

二の1について及び二の2についてで述べたように、財団が森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)に違反して保安林を開発した事実はないと承知しており、二の4についてで述べたように、財団が墓地、埋葬等に関する法律第十条第一項又は第二項の許可を得ずに墓地の經營又は区域の変更を行った事実はないと承知している。

また、二の3について述べたように、横領の事実はあつたところ、平成十一年七月に財団において横領の事実が判明した際、財団の理事及び監事がその事実を把握しながら厚生省への報告を怠っていたことから、民法第六十七条第二項に基づき、本年五月十四日付で、厚生労働省から財団に対し、理事及び監事の職務の執行が適正に行われるよう、早急に必要な措置を講ずるよう改善勧告を行ったところである。公益法人の運営については、民法等に基づき適正に行われる必要があることから、今後とも「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等を踏まえ、適切に指導監督を行ってまいりたい。

官 報 (号 外)

明治三十五年三月三十日可
第一種郵便物認可

平成十五年六月四日 参議院会議録第二十九号

発行所
二東京一〇番地五五八四号虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局
電話
03(3587)4294
定価
(本体)三三〇円(税)